

官報

号外

平成十年一月二十八日

○第四百十二回 衆議院會議録 第六号

平成十年一月二十八日(水曜日)

平成十年一月二十八日

午後二時 本会議

○本日の會議に付した案件

平成九年度一般會計補正予算(第1号)

平成九年度特別會計補正予算(特第1号)

平成九年度政府關係機關補正予算(機第1号)

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律

案(内閣提出)

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成十年分所得稅の特別減稅のための臨時措置

法案(内閣提出)

午後二時四分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより會議を開きます。

○議長(伊藤宗一郎君) 御報告することがあります。

さきにノーベル化學賞を受けられ、特に院議をもつてその榮譽をたたえた日本學士院會員工學博士福井謙一君は、去る九日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

福井謙一君に対する弔詞は、議長において昨十七日既に贈呈いたしております。これを朗讀いたします。

〔總員起立〕

衆議院は 化學の分野においてすぐれた業績をのこし さきにノーベル化學賞を受けられた日本學士院會員工學博士福井謙一君の長逝を哀悼し つつしんで弔詞をささげます

○田野瀨良太郎君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

平成九年度一般會計補正予算(第1号)、平成九

年度特別會計補正予算(特第1号)、平成九年度政府關係機關補正予算(機第1号)、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 田野瀨良太郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

平成九年度一般會計補正予算(第1号)

平成九年度特別會計補正予算(特第1号)

平成九年度政府關係機關補正予算(機第1号)

○議長(伊藤宗一郎君) 平成九年度一般會計補正予算(第1号)、平成九年度特別會計補正予算(特第1号)、平成九年度政府關係機關補正予算(機第1号)、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。予算委員長松永光君。

平成九年度一般會計補正予算(第1号)及び同報告書

平成九年度特別會計補正予算(特第1号)及び同報告書

平成九年度政府關係機關補正予算(機第1号)及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔松永光君登壇〕

○松永光君 ただいま議題となりました平成九年度一般會計補正予算(第1号)外二案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御

報告申し上げます。

まず、補正予算の概要について申し上げます。

一般會計予算については、歳出において、災害關係経費の追加、中小企業等金融対策關係経費、臨時福祉特別給付金のほか、義務的経費の追加など、特に緊要となった事項について措置を講ずるとともに、既定経費の節減並びに地方交付税交付金及び予備費の減額を行うこととし、歳入においては、特別減税の実施と租税及び印紙収入の減収等を見込む一方、前年度剰余金の受け入れを計上するほか、公債金及び特例公債金の増額を行うこととされております。

この結果、平成九年度一般會計補正後の予算の総額は、歳入歳入とも当初予算に対し一兆四千四百三十二億円増加して、七十八兆五千三百三十二億円となっております。

特別會計予算については、一般會計予算の補正に関連して、国債整理基金特別會計、道路整備特別會計など十八特別會計において所要の補正を行うこととされております。

政府關係機關予算については、国民金融公庫など四政府關係機關において所要の補正を行うこととされております。

なお、一般會計及び特別會計において、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととされております。

また、金融システム安定化のための措置に関し、一般會計予算総則において、新たに、預金保険機構に設けられる特例業務勘定及び金融危機管理勘定の借入金等について、それぞれ十兆円の政府保証限度額を定めることとされております。

そのほか、別途、預金保険機構に対し、預金保

除法の一部を改正する法律案の規定により七兆円、金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案の規定により三兆円、総額として十兆円の国債を交付することとなっております。

この補正予算三案は、去る一月十二日本委員会に付託され、同月十四日三塚大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、十六日から質疑を行い、二十六日に質疑を終局し、本日討論、採決をいたしましたものであります。

質疑は、補正予算編成のあり方、我が国経済の現状認識と景気対策の必要性、特別減税等の景気対策と財政健全化政策との整合性、金融システム安定化対策のあり方、経済及び金融政策等に係る過去の政府答弁と新政策との整合性、貸し渋りの実態と対応方針、アジア通貨危機が我が国経済に与える影響、沖縄米軍基地問題及び沖縄振興策のあり方、阪神・淡路大震災の被災者に対する公的支援問題、政治倫理、公務員倫理のあり方等、国政の各般にわたって行われたのでありますが、その詳細は會議録により御承知願いたいと存じます。

なお、本日、民友連及び平和・改革両会派の共同提出により、また、自由党から、それぞれ平成九年度補正予算三案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出され、五島正規君及び中井治君からそれぞれ趣旨の説明がありました。

次いで、補正予算三案及び両動議を一括して討論に付しましたところ、自由民主党を代表して石川要三君から政府原案に賛成、両動議に反対、民友連を代表して高木義明君から民友連及び平和・改革両会派共同提出の動議に賛成、政府原案及び自由党提出の動議に反対、平和・改革を代表して

上田勇君から民友連及び平和・改革両会派共同提出の動議に賛成、政府原案及び自由党提出の動議に反対、自由党を代表して鈴木淑夫君から同会派提出の動議に賛成、政府原案及び民友連及び平和・改革両会派共同提出の動議に反対、日本共産党を代表して矢島恒夫君から政府原案及び両動議に反対、社会民主党・市民連合を代表して上原康助君から政府原案に賛成、両動議に反対の意見が述べられました。

討論終局後、採決の結果、両動議はいずれも否決され、平成九年度補正予算三案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 三案につき討論の通告があります。順次これを許します。原口一博君。

(原口一博君登壇)

○原口一博君 私は、民友連を代表いたしました。ただいま議題になりました平成九年度一般會計補正予算外二案につきまして、反対の討論を行います。

本日、三塚大蔵大臣は、大蔵官僚の金融検査による汚職事件の責任をとって辞任いたしました。私は、今回の汚職事件は、単なる一部の官僚の不行跡という問題ではなく、長年にわたって培われた大蔵官僚の構造的な思い上がり汚職であると思うのであります。景気の低迷や金融不安、橋本内閣の経済失政が相次ぐ中で、経済、財政のかなめにある大蔵省が長年にわたってこのような不祥事を平然と行ってきたことは、許されるものではありません。行政に対する国民の不信と怒りは限りなく大きいものがあり、深刻に受けとめるべき

であります。

今回、三塚大蔵大臣の辞任で一件落着とか、補正予算の成立がおくれるからとかといった次元の問題で処理されてはならないことを、私は強く申し上げておきたいと思えます。(拍手)

特に、橋本総理の責任は極めて重いものがあります。また、今回の事件の真相、構造を徹底的に解明し、再発防止に真剣に取り組まなければ、国民の行政に対する信頼を回復されないことを指摘しておくものであります。

さて、補正予算に対する反対の第一の理由は、現在の深刻な景気の低迷、金融の不安にほとんど役立つことができず、不十分のきわみであるということであります。

橋本内閣は、昨年来、消費税を5%へ引き上げ、特別減税を打ち切り、さらには国民医療費の引き上げ等によって九兆円にも上る負担を国民に押しつけたのであります。これによって、個人消費を中心に景気は急激に悪化し、株価下落が進行いたしました。

さらに、株価下落が引き金になって、昨年十一月には三洋証券、北海道拓殖銀行、山一証券など大手金融機関の相次ぐ破綻が起こりました。これを背景に、内外の投資家からいわゆる日本売りが進み、大幅な円安、株安が加速したのであります。

さらに、景気回復への道筋が見えない中で、金融機関の不良債権処理は進まず、貸し渋りにより中小零細企業は深刻な経営危機に立ち至っているのであります。デフレ経済の渦中に緊縮財政を進めてきた橋本内閣の政策の行き詰まりは、既に明らかになったのであります。(拍手)

我々は、三兆円の所得税、住民税の恒久化、法人税率の引き下げ、有価証券取引税の廃止、土地住宅等の政策減税で合計六兆円規模の減税を要求してきておりますが、橋本総理はこれまで、財政改革の手を緩めることによって仮に多少の刺激が可能となったとしても、それはその手を引いた瞬間にむしろ経済はおかしくなってしまうというふうに述べられました。また、特別減税の財源が赤字公債であったことも御存じのとおりであります、この特別減税を継続するために赤字国債を増発し、地方財源を含めた消費税率を引き上げずにそのままいき、さて、それで我が国の経済にはプラスがどこまで出るのでしょうか、私はより被害が大きいという気がしてなりません、この御発言は、昨年二月四日の総理の衆議院予算委員会での答弁であります。

すなわち、総理は、所得税減税をやれば経済がおかしくなってしまうといったことを繰り返しておっしゃって来たわけでありまして。

今回の補正予算案は、明らかに橋本内閣の政策転換であります。にもかかわらず、総理は、この経済失政に対して、きちんとした国民に対する謝罪と政策転換に対する明確な説明をなさっていないのであります。

しかも、減税は、我々の主張とかけ離れた二兆円の一限りの特別減税であります。これでは景気回復に大きな役割を果たすとは到底考えられません。しかも、余りにも遅過ぎるのであります。いわば証文の出しおくれであります。こうした補正予算の内容は、今の深刻な経済情勢に極めて不適切であります。

第二に、今回政府が示した金融システム安定化

対策は、預金者保護にとどまらず、金融機関の救済に公的資金を導入するという極めて納得のできない内容をはらんでいることとあります。

少なくとも、公的資金を投入するにしても、まず第一に金融機関の経営責任と行政の監督責任を明らかにし、かつ、不良債権や金融機関の経営内容などの情報開示を徹底することが大前提でなければなりません。

そして、公的資金、すなわち国民の税金は、金融機関の破綻処理に伴う預金者保護のみに限定されるべきであります。しかし、政府の金融安定化対策のための緊急措置に関する法律案は、一般金融機関の優先株等を整理回収銀行が引き受けるスキームを含んだ金融機関救済のための法案であると言わざるを得ません。

我々は、予算総則第七条二十五項に関して、預金保険機構による十兆円の金融危機管理勘定への借入金等の政府保証に係る記述を削除すべきことを主張いたしております。

さらに、預金保険機構による借り入れ等の政府保証はできるだけスキームを単純化すべきとの観点から、「預金保険機構債券及び」の記述を削除することを要求いたし、私の反対討論を終わらせていただきます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 西田司君。

(西田司君登壇)

○西田司君 私は、自由民主党、社会民主党・市民連合、新党さきがけを代表して、ただいま議題となっております平成九年度補正予算三案に対し、賛成の討論を行います。

今回の補正予算等は、財政構造改革を着実に推進する中で、当面の経済情勢に対する配慮を行うためのものであり、まことに時宜を得た適切な補

正予算であると評価することができるとしております。(拍手)

以下、賛成する主な理由を申し述べます。
賛成の第一の理由は、今回の補正予算等においては、当面の経済情勢に対する配慮が行われており、緊急かつ真に必要な経費等をその内容としていることとあります。

税制面については、平成十年分の所得税、個人住民税等の二兆円規模の特別減税を行うこととしております。

金融システム安定化のための措置についても、今後いかなる事態が生じても預金の全額保護が可能となる体制を整備するほか、金融危機の際の対応として、金融機関の発行する優先株等を一時的に引き受ける制度を設けることとしております。これらの措置に関し、三十兆円の公的資金を活用できることとしております。

予算面に関しても、中小企業等の事業活動を支援するため、中小企業金融公庫等に新たな融資制度を創設することなどにより、深刻な貸し渋り問題に対応することとしております。また、事業規模一兆円の災害復旧事業等の追加、さらには事業規模一兆五千億円の国庫債務負担行為の確保等を行うこととしております。

これらの諸施策は、経済を下支えし、我が国経済の景気回復軌道への復帰に大きく寄与し、我が国経済の自律的な安定成長につながるものと確信をいたしております。

賛成の第二の理由は、我が国財政にとって喫緊の課題である財政構造改革の推進を踏まえるものとなっていることとあります。

すなわち、今回の補正予算においては、平成八

年度に発生した新規剰余金のうち、財政法第六条の純剰余金の二分の一を公債の償還財源に充てるため国債整理基金特別会計へ繰り入れるほか、その残余の額については、いわゆる特例的歳出削減措置の返済に充てることとしたしております。

以上申し述べましたように、私は、本補正予算が必要かつ不可欠なものであるとして賛成の意を表明するものであります。本補正予算を初めとするさまざまな取り組みなどが相乗効果をもって我が国経済の力強い回復をもたらすものであり、そのためにも本補正予算の速やかなる成立を期するものであります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 西川知雄君。

(西川知雄君登壇)

○西川知雄君 平和・改革の西川知雄でございます。私は、平和・改革を代表して、平成九年度補正予算案に反対の立場から討論を行うものであります。

まず初めに、大蔵省をめぐる一連の不祥事について申し述べます。

国民は、景気回復がままならない中で、リストラにおびえ、また生活防衛のために消費を抑制し、中小企業は金融機関の貸し渋りで資金繰りに大変困っている、これが今の日本経済の置かれている実情であります。

そうした中、相次いで大蔵省、しかも銀行、証券会社を所管する部署の現役及びOBの官僚が接待におぼれ、収賄の容疑で逮捕される事態に至ったことは、言語道断、言葉もありません。金融検査部職員の場合、銀行側と共謀して検査を隠ぺいしたり、最高機密であるべき検査報告書を銀行側

に横流ししたりと極めて悪質であり、公僕たる官僚にあるまじき振舞いであります。

こうした中では、政府が進める金融機関への公的資金導入など、到底国民の理解を得られるはずがありません。

このたびの事件は、大蔵省の強大な権力を背景にした業界指導のまさに陰の部分の表面化したものであり、こうした状況を放置してきた内閣の責任は重大であります。本日の三塚大蔵大臣の辞任は、当然の結果であります。

事は、三塚大蔵大臣の辞任で済むものではありません。平和・改革は、橋本内閣の責任を引き続き追及するとともに、徹底的な真相の究明に全力を挙げる決意です。加えて、政府に対して、公務員の綱紀粛正を徹底し、行政に対する国民の信頼回復に全力を挙げることを強く求めるとともに、早急に公務員倫理法を制定するよう主張します。

以下、補正予算の主たる問題点並びに反対の理由を順次申し述べます。

反対する第一の理由は、補正予算案の重要な柱である二兆円規模の特別減税は、余りにも遅く、またその金額も極めて少なく、景気対策としての効果はほとんど期待できないという点であります。

我々は、昨年の通常国会において二兆円の特別減税を継続することを主張し、法案を提出したにもかかわらず、政府・与党はこれを一顧だにもせず、廃案といたしました。

その後の日本経済はどうなったかといえは、特別減税の廃止と消費税率の引き上げ、医療費の値上げといった九兆円に上る国民負担増の影響、さらには金融ビッグバンを目前にしての金融システ

ム不安の頭在化とアジア各国の経済危機が追い打ちをかける形で我が国を直撃し、緩やかな回復基調どころか景気後退状態になり、深刻な事態に陥ってしまったのであります。

それを今回、橋本内閣は、一年おくれで我々が主張したものと全く同じ規模の減税を前提とした補正予算を組み、減税法案を提出いたしました。これは余りにも遅過ぎると言わざるを得ませんが、こうした橋本内閣の経済政策に対する認識の甘さ、反応の鈍さは、現在だけでなく将来の国民に対して多大な損失をもたらすもので、橋本内閣の責任は極めて重大であると断じざるを得ません。(拍手)

また、減税規模が二兆円と少ないこと、単年度限りの特別減税であり、来年度には再び増税となること、そして減税の効果が五月雨的にしかあらわれない仕組みであることなどから、景気対策としては余りにも不十分であります。我々は、特別減税は恒久減税として制度化するとともに、その規模は、所得税、法人税減税等を合わせて六兆円規模とすべきと考えます。

減税に関してさらに問題なのは、橋本内閣が、昨年の臨時国会では、減税は景気対策として効果がない、景気対策として財政出動は行わない旨を再三にわたり公言していたものを、いとも簡単に政策を変更しておきながら、国民に対して何ら十分な説明も、一言の謝罪もないことです。しかも、みずからの経済失政にはほかおかし、アジアにその責任を転嫁しようとする手法は、余りにも無責任、無節操きわまりありません。このような国民無視の対応には、日増しに国民の怒りが高まっております。

第二の理由は、今回の補正予算が、政府の進めてきた財政構造改革路線を明らかに転換するものであり、政府の財政政策に一貫性がないということとであります。

昨年、橋本内閣は、我々の反対を押し切って、二〇〇三年までに特別公債の発行をゼロにするのとを一つの柱とする財政構造改革法を成立させ、いわゆる緊縮財政路線を選択しました。ところが、今回の補正予算は、二兆円規模の特別減税を初め、約一兆円規模の公共事業を盛り込むなど、その考え方は財政出動そのものであります。また、平成十年度予算案を見れば、今回はまたまた大幅な緊縮路線へと逆戻りとなっております。

さらには、額賀官房副長官がアメリカで、早期の平成十年度予算の補正が必要であると言ったという報道があったとか、自民党首脳が特別減税の継続や恒久減税に言及したり、きわめつけは、財政構造改革法の二〇〇三年の目標年次の先送りを検討するとの発言があったりと、政府・与党の議論は全く迷走し切っております。企業、国民は、一体何を信じて行動すればよいのでしょうか。政府のふらふらした経済政策は、日本のみならず、世界からの信頼をも失うものであるということを経理は深刻に認識すべきであります。

第三の理由は、一般の金融機関の優先株等を引き受けるため、公的資金を使うための財政的な手当てが予算総則の中に盛り込まれていることとあります。

別途、政府が法案として提出している金融機能の安定化のための緊急措置法案に基づく十三兆円規模の公的資金による優先株等の買い取りのスキームは、金融不安の解消という名のもとに、実

際は銀行救済以外の何物でもなく、従来の護送船団方式そのものであり、金融ビッグバンとは全く矛盾するものであります。また、金融機関の経営にモラルハザードを引き起こしかねないと同時に、優先株等の購入に際しての審査委員会の審査基準も極めてあいまいであり、大蔵省の裁量はますます高まることとなります。

破綻金融機関の預金者保護のために限って公的資金を導入することについては、我々も主張してきましたところであり、基本的にその方向性は容認できますが、一連の大蔵省と金融機関の腐敗の構造を見るにつけ、優先株等の買い取りを含む金融不安解消の名のもとでの金融機関救済に、どうして国民の血税を投入できるでしょうか。断固容認できません。私は、金融安定化法案は撤回し、それに関する予算措置を即刻削除すべきであることを強く主張するものであります。

最後に、第四の理由は、緊要性に乏しい緊急米関連対策経費と称した、いわゆるウルグアイ・ラウンド対策経費が含まれていることとあります。補正予算は本来緊要性のあるものに限定されるべきものであり、不要不急の政策経費については本予算においてまず計上するべきものであります。今回の緊急米関連対策経費は、従来どおりのウルグアイ・ラウンド経費以外の何物でもなく、三塚前大蔵大臣が補正ではやらないと再三言ってきたものであり、また財政構造改革法の公共事業抑制路線とも明らかに矛盾するものであり、削除されるべきものであると考えます。

以上、主な反対の理由を申し述べましたが、最後に大蔵省の一連の不祥事の徹底的な究明を強く求め、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 一川保夫君。

(二川保夫君登壇)

○一川保夫君 自由党の一川保夫でございます。私は、自由党を代表いたしまして、平成九年度補正予算案及び関連予算に反対する立場から討論をいたします。

平成十年を迎え、我が国の金融システムは崩壊寸前であり、信用収縮が倒産の多発を招くなど、恐慌寸前とも言える経済状況であります。国民は、今深刻な経済危機を憂い、金融不安、生活不安におひえているのであります。

平成八年度に三・二％成長まで回復した日本経済は、景気、財政中立型予算が執行されれば、少なくとも四％に近い成長率となり、民需主導型の持続的成長軌道に回復したはずであります。

しかるに、橋本内閣は、経済の見通しを誤り、我々の、財政再建のためにまず経済再建、日本経済を回復軌道に乗せるために減税という主張を全く無視して、特別減税の打ち切り、消費税率の引き上げなどの約九兆円の国民負担増を柱とするデフレ型の平成九年度予算を強行し、国民の夢と希望を打ちつぶしたのであります。

その結果、九年度の経済成長率はほぼ〇％成長に落ち込むとしております。これは、第一次石油ショック以来例を見ない三％以上の成長率の落ち込みであり、倒産多発、失業率上昇、超低金利持続に伴う金利・年金生活者の困窮、金融機関の破綻とそれに伴う預貯金、保険金の不安など、国民生活の安定は根底から脅かされているのであります。

橋本内閣の失政は、日本国民に取り返しのない経済的ロスと苦渋をもたらしており、海外か

らも我が国に内需拡大を求める非難、批判が上がるのも当然であります。橋本内閣の無策、先見性のなさが今日の不況を招き、日本の権威を失墜させたのであります。

橋本内閣の政治姿勢は、場当たり、先送りの連続でありまして、この補正予算案も欺瞞に満ち満ちております。

以下、反対の理由を申し述べます。

まず、国民不信の最たるものは、大蔵省金融検査部の不祥事であります。

もとより、我が国の不良債権総額には内外から疑惑が持たれておりますが、このような贈収賄、なれ合い検査のもとで報告された不良債権額を一体だれが信用するのでしょうか。金融行政、銀行業界への信頼など、今や一かけらもありません。三塚大蔵大臣の辞任は当然であり、遅きに失しておりますが、大蔵大臣の辞任程度では行政への信頼回復などあり得ません。

金融システムへの不安を解消するための第一歩は、事前指導型の裁量行政から事後チェック型のルール行政へと改革し、透明性を増して、市場の信頼を取り戻すこととあります。つまり、問われるべきは橋本内閣の政治姿勢そのものであり、橋本総理のもとでは市場から信頼を受ける改革などに到底不可能であることが改めて明らかになったのであります。

場当たりの最たるものは、特別減税の復活であります。

みずから招いたこの不況、金融危機に全く反省もなく、橋本総理は昨年十二月に特別減税の復活を突如表明いたしました。我々が昨年の通常国会に提出した特別減税継続法案を廃案にしておきながら、まさに支離滅裂であります。また、我々の幾度にもわたる減税要求を無視し続けながら、臨時国会が終了した直後に、しかも外圧によって減税を復活するなど、議會軽視、国民無視も甚だしい橋本内閣の体質は目に余るものがあります。

我が国の主張どおり特別減税を継続しておれば、この恐慌寸前とも言える経済状態は回避できたはずであります。今さら二兆円の特別減税復活では規模も小さく、本気で日本発世界恐慌を回避するのであれば、全く不十分であります。また、特別減税である限り、期限が来れば増税が待ち構えております。景気浮揚効果は期待できず、まさに増税予告つき減税であります。この特別減税と臨時福祉給付金は効果の少ないばらまき型景気対策であって、かえって財政を悪化させるのみに終わるに違いありません。真に景気への影響を考え、庶民の困窮を救うためであるならば、平成十年分特別減税は恒久制度減税とすべきであります。

今回の特別減税は、税体系に対する理念、哲学もなく、まさに行き当たりばったりのものであって、無論、恒久化する際には最高税率の引き下げ、税率構造のフラット化、簡素化を実現し、すべての税率を引き下げて、抜本的な税制改革を行わなければならないのは当然であります。

先送りの最たるものは、金融システム安定化策と称するものであります。

銀行に優先株等を発行させ、公的資金により引き受けるのは、悪名高い護送船団行政の拡充強化でしかありません。市場原理という理念は看板倒れに終わり、国際世論から理解が得られるはずがないのは当然であります。安易な救済は金融機関の経営努力を怠らせるのみであり、総理により過

保護にされた我が国の金融機関は、ビッグバンを迎えたときに再度深刻な危機に直面するに違いありません。まさに先送りであります。

また、金融機関だけを救済するのはまことに不公平であり、モラルハザードは銀行だけではなく、日本全土に蔓延するに違いありません。

大蔵省金融検査部と銀行業界の癒着に見られるような政官業癒着の構図、事前指導型行政が改まらない限り、公的資金による金融機関救済は、まさに盗人に追い銭であります。

橋本総理はこの補正予算と関連法案によって力強く景気が回復してくると述べられましたが、金融危機のそもその原因は景気の悪化でありまして、橋本国民負担増内閣が不況を深刻化させているのであり、金融危機の拡大を抑えてみても不況はおさまりません。金融対策にたとえ三十兆円を積んでみても、早期是正措置を弾力運用しても、その抜本的解決にはならないのであります。

抜本的な景気対策が、今この際必要であります。橋本総理の九兆円国民負担増が今日の経済危機を招いたことが明白である以上、九兆円と同程度の減税により、自律的な景気後退のメカニズムに歯どめをかけなければ景気回復はありません。金融機関救済のために三十兆円を用意するのはなく、そのほとんどを景気対策、中小企業対策、真に必要な公共事業対策等を積極的に推進する経費につき込むべきであります。

橋本総理は、金融機関の不良債権処理は着実に進んでおり、住専、信用組合の破綻処理以外には税金は使わないと述べ、財源を特例公債に求めなければならぬ減税は実施できないとたびたび答

弁してこられたはずであります。政治の最高責任者の発言がこれほどにころころと変わっているのは、政治に信頼など生まれるものではありません。

そもそも、ここまで景気が悪化し、いかなる政策も評価されない事態が生じているのは、橋本総理自身の信用が失墜しているからであります。もはや橋本内閣にはこの経済危機に対する能力も責任も持ち合わせておらず、橋本内閣の編成する予算にあすの日本に対するビジョンを見出すことなど全く不可能であります。

以上、補正予算及び関連予算に反対する理由を述べ、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 木島日出夫君。

(木島日出夫君登壇)

○木島日出夫君 私は、日本共産党を代表して、九七年度一般会計補正予算外二案に対し、反対の討論を行います。(拍手)

反対の最大の理由は、本補正予算が、預金保険法一部改正法案、金融機能安定化緊急措置法案と相まって、当初予算の約四割、三十兆円という巨額な公的資金を銀行業界支援のためにつぎ込む仕掛けづくりのかための役割を担おうとしていることとあります。

橋本総理は、住専処理のための六千八百五十億円の税金投入が厳しく問われた一昨年の国会において、金融機関の破綻処理は金融システム内の負担により賄われるのが原則、住専処理と信用組合の破綻処理以外に税金投入はしない、税金を使うのはこれが最後と繰り返し明言しました。これは、橋本政権の国会と国民に対する重大な公約であります。本補正予算がこの公約を乱暴にじゅう

りんするものであることは余りにも明らかです。国民に信を問うことなしに公約をほしいままにねじ曲げることは、議会制民主主義に対する許しがたい挑戦であり、断じて容認できるものではありません。

一昨日、東京地検特捜部は、大蔵省金融検査部室長ら二人の大蔵官僚を収賄容疑で逮捕しました。第一勧業銀行、あさひ銀行、三和銀行、北海道殖産銀行に対する大蔵検査の検査日や対象店舗を事前に漏えいしたり、問題のある融資を見逃すなどの便宜を図った見返りとして、飲食などの接待を受けたというのが容疑事実であります。金融検査が不正を隠ぺいする場となっていたというゆゆしい事件の発覚であります。

三十兆円の公的資金をつぎ込むのは、銀行業界の抱える多額の不良債権を早期に処理して、金融システムを安定化させるためだというのが橋本政権の基本的立場でしたが、今回の事件は、大蔵省から公表された銀行の不良債権額それ自体の信憑性を根本から失わせるものであり、まことに重大であります。投入される公的資金額と公表される不良債権額とは密接不可分の関係にあることを考えれば、この問題の真相の徹底的解明なしに本補正予算の審議を終結させることができないことは明らかです。

私は、この問題の解明を初め、政官財の醜悪な癒着にまともなメスを入れようともせず、極めて短時間の委員会質疑のみで本補正予算の議決を図ろうとする政府・自民党の暴挙に対し、厳しく抗議するものであります。(拍手)

政府の公約破りの口実の第一は、三十兆円のう

ち十七兆円は金融機関の破綻に対する預金の全額保護のためだ、今、税金を投入してでも預金を全額保護しなければ、国民の金融システムに対する信頼を回復することはできないというものであります。

しかしながら、政府・大蔵省は予算委員会の質疑の中で、我が党議員の質問に対して、金融機関が、全体として見た場合、不良債権に対する十分な償却財源を持っているということをはっきりと認めました。預金保険機構に対する金融機関の保険料率がアメリカの三分の一の水準であること、大銀行ほど利益に対する保険料負担率が低くなっている実態も明らかとなりました。

今起こっている金融機関の破綻は、金融機関みずから引き起こしたバブルの不始末の結果であります。その穴埋めをする力が金融業界全体としてはあるというのですから、金融業界共同の負担と責任で後始末をするのは当たり前のことではありませんか。

銀行業界の自己責任の原則を貫かせるどころか、逆に税金投入で銀行を支援しようというのは、我が国金融業界の無法な体質を温存、助長し、金融システムに対する内外からの不信をますます拡大させるだけではありませんか。

政府の公約破りの第二の口実、三十兆円のうち十三兆円は銀行業界の体力増強のためであり、それによって銀行に対するBIS規制、自己資本比率八％をクリアし、中小企業に対する貸し供りを解消させるということであります。

しかしながら、こんな身勝手な理屈はありません。今全国各地で引き起こされている大銀行の貸

し渋り、資金回収は横暴さわるものであります。政府・大蔵省は、これに対してまともな指導もせず、事実上野放しにしてきたことが、予算委員会の審議を通じて明らかとなりました。

金融機関が本来果たすべき公共的責任は、資金を求める企業に対して必要な手当てをきちんとすることであり、みずからの不始末でつくり出した不良債権のおもしのために、この基本的な責任を全うすることができない、税金の助けをかりなければ国際基準を達成することができないということ自体、金融機関の存在理由をみずから否定することではありませんか。

結局、十三兆円もの公的資金を投入しようとする本当のねらいは、世界的規模で行われている巨大銀行間のマネーゲームの中で、巨額の利益をほしいままにすることができると巨額多国籍銀行を国民の税金で支援しようということにほかなりません。

阪神大震災の被災者の公的支援を求める叫びに対しては振り向こうともしない政府が、大銀行のために国会と国民に対する公約も投げ捨てて恥じない、こんな逆立ちした政治を認めるわけにはいきません。

本補正予算に反対する第二の理由は、本補正予算が、米軍による沖縄県の県道越え実弾射撃演習を本土に移転、拡張するための追加経費を含むSACO関係経費七十二億円を計上していることです。

既に、北富士、矢臼別、王城寺原では実弾演習が行われ、二月には東富士での演習が計画されています。これら米軍による実弾演習が、地元住民の平穏な生活を脅かしているだけでなく、米軍が

我が国周辺地域で起こす軍事行動に対し、国民総動員の後方支援体制をしようという新ガイドラインの先取りとなっていることが重大であります。SACO関係経費は、その財政的な役割を果たすものにほかなりません。

本補正予算には、一回限りの二兆円の特別減税が盛り込まれています。今日の深刻な不況は、政府が強行した九七年度一般會計当初予算による九兆円もの国民負担増、一九九九年大恐慌時のアメリカのフーバー大統領による世紀の大失政にまさるとも劣らない橋本内閣の大悪政によるものであることは明らかであります。

深刻な不況打開のためには、二兆円所得減税を継続、恒久化すること、消費税率を三％に戻して五兆円の即効性のある減税措置をとること、社会保障制度や労働法制の改善をやめて、国民の将来の所得、雇用、健康、生活への不安を取り除くことなどが求められています。そのためには、大銀行、大企業の利益第一の橋本自民党政治の根本からの転換が必要であり、日本共産党はそのために全力を挙げて奮闘することを表明して、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 三案を一括して採決いたします。

三案の委員長長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、三案

とも委員長報告のとおり可決いたしました。
(拍手)

○田野瀬良太郎君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案、地方交付税法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 田野瀬良太郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出)

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案、地方交付税法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長加藤卓二君。

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案及び同報告書

地方交付税法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔加藤卓二君登壇〕

○加藤卓二君 ただいま議題となりました地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、両案の要旨について申し上げます。

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案は、当面の経済状況等を踏まえ、個人住民税について平成十年度限りの措置として定額による特別減税を実施するとともに、その減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講じようとするものであります。

次に、地方交付税法の一部を改正する法律案は、地方財政の状況にかんがみ、今回の補正予算による国税の減収に伴う地方交付税の減少額について、当初予算に計上されました地方交付税の総額を確保するため、平成九年度分の地方交付税の総額の特例として、二千二百二十一億円余を地方交付税の総額に加算する措置等を講じようとするものであります。

以上の両案につきましては、去る二月二十三日本委員会に付託され、上杉自治大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取しました。

昨二十七日両案について質疑に入り、本日質疑を終了いたしましたところ、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案について、日本共産党からこれに対する修正案が提出され、原案及び修正案については、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次いで、地方交付税法の一部を改正する法律案について、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○田野瀬良太郎君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 田野瀬良太郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長村上誠一郎君。

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔村上誠一郎君登壇〕

○村上誠一郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、当面の金融経済情勢に対応するため、平成十年分の所得税について、定額による特別減税を実施するものであり、その額は、本人について一万八千円、控除対象配偶者または扶養親族一人について九千円の合計額としております。ただし、その合計額が、その者の特別減税前の所得税額を超える場合には、その所得税額を限度としております。

その実施方法は、給与所得者については、平成十年二月一日以後最初に支払われる主たる給与等に対する源泉徴収税額から特別減税額を控除し、控除し切れない部分の金額は、以後に支払われる主たる給与等に対する源泉徴収税額から順次控除することにより実施し、最終的には、年末調整の際に精算することとしております。また、事業所得者等については、原則として、平成十年分の所得税として最初に納付する平成十年七月の予定納税額から特別減税額を控除し、控除し切れない部分の金額は、第二期の予定納税額から控除することにより実施し、最終的には、確定申告の際に精算することとしております。

本案は、去る二十三日三塚大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。

次いで、本日佐々木陸海君から日本共産党の提案に係る修正案が提出された後、採決いたしましたところ、修正案は否決され、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。佐藤茂樹君。

〔佐藤茂樹君登壇〕

○佐藤茂樹君 私 は、自由党を代表いたしましたし、ただいま議題となりました平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案を初めとする特別減税関係法案に対し、反対の立場から討論を行うものであります。(拍手)

反対の第一の理由は、今回の政府の特別減税の復活は、景気対策としては余りにツイレイト、ツイレイト、つまり遅過ぎる上に規模が小さ過ぎることです。

我々は、新進党時代、昨年の通常国会において、恒久化を視野に入れた特別減税の継続を主張し、法案として国会に提出いたしました。しかるに、政府・自社連立与党に加え、野党の民主党の反対により廃案となってしまいました。その結果、日本経済は壊滅的打撃を受けたわけであり、また、その後も、橋本総理、そして三塚大蔵大臣は、財源を特例公債によらざるを得ない特別減税を実施することは適当でないと繰り返し答弁し、否定されてきたのであります。

しかるに橋本総理は、昨年末、ASEANの会議からお帰りになり、アジア経済が予想外に悪いということをお口に、突如として特別減税の復活を表明されたのであります。それまでの総理、蔵相、自民党幹部の言を信じていた人々にとって、まさに青天のへききでありました。総理は、我が国の危機的な経済状況にそれまで全く気づかなかったものであります。

そもそも、今になって赤字公債を財源とする特別減税を財政構造改革法成立後に実施せざるを得なくなったのは、橋本内閣が日本経済のかじ取りを誤ったからにはかなりません。我が国の経済が大変な状況にあることは、国民の誰もが実感としてわかっていただいております。それに対し、景気は回復していると強弁していたのは橋本内閣だけであつたと言っても過言ではなかったのであります。今さら、アジア経済が予想外に悪いとか、日本発の世界恐慌は起こさないという理由で減税を実施するのは、みずからの無能を全世界へアピールするのと同じであります。

また、今回の特別減税実施ほど、橋本内閣の支離滅裂さを露呈したものはありませんでした。こういうことなら、なぜ昨年四月に特別減税を継続しなかったのでしょうか。我々が一昨年の臨時国会と昨年の通常国会で主張したとおり、消費税率の引き上げを延期し、特別減税を継続していれば、日本経済はこれほどまでに落ち込み、金融機関の経営はこんなに悪化せず、拓銀、山一の経営破綻を初めとする金融危機は発生せず、アメリカからの内需拡大要求も出なかったはずであります。我々は、一年以上も前にこの事態を予見し

て、警告を繰り返してまいりました。まさに、現在の景気の低迷は、橋本総理の経済見通しの甘さ、先見性のなさを如実にあらわしております。

年初の継続決定と年度末の復活決定では、経済に対するインパクトが決定的に違います。経済は生き物であり、一度景気後退に弾みがつけば、それを逆転させるには当初の景気を続ける以上の大きなエネルギーが必要です。既に、在庫減らしの生産調整が進行しており、時間外手当とボーナスの落ち込み、失業の増加で自律的な需要減退が始まっています。その経済的なロスはいくらに膨大であります。

九兆円の国民負担増を強いておきながら、減税規模が今さら二兆円では、景気を逆転させ、回復に向かわせるには不十分であることは明白であります。海外でよく言われるように、ツイレイト、ツイレイト、遅過ぎる上に規模が小さ過ぎるのであります。

反対の第二の理由は、中長期的視点から経済構造改革を進めるため、恒久的制度減税を実施すべきであるにもかかわらず、今回の特別減税は一時的にはまきにしかすぎないということであり、また、

総理も明言しているとおり、今回の特別減税は、臨時の一次的措置であつて、特別減税が終われば十年度中に同額の増税が待ち構えており、加えて、十年度は、財政構造改革法により本年度以上の歳出削減のデフレ予算が強行されようとしております。たとえ特別減税で、本人二万六千円、扶養家族一万三千円の税金が還付されても、目前

に同額の増税が迫り、歳出削減のデフレ効果が迫ってくれば、だれが消費に回すでしょうか。増税や不況に備えて貯蓄に回すのではありませんか。

最近の経済学では、人々の期待、不安の役割を重視します。増税や不況の予想があれば限界消費性向は低下し、景気刺激効果は極めて限られるというのは現代経済学の常識であります。自民党の山崎政調会長はNHKの討論番組で、景気が回復しなければ来年度も特別減税を実施すればよいと言われましたが、何回繰り返しても、直後の増税が予想される限り効果は限られます。

今回の特別減税は、望ましい中期的な税体系に対する理念、哲学もなく、まさに行き当たりハツたりならばまきであります。減税は、望ましい中期的税制に向かって制度を変える恒久減税でなければなりません。二兆円の財源を使えば、最高限税率を国際的に例のない高率の六五％から五〇％へ引き下げ、税率構造のフラット化と簡素化を実現して、すべての税率を下げることでできます。特別減税の二兆円を使って恒久的な制度減税を実施すべきであります。そうすれば、増税の予告つきがなくなり、景気刺激効果はずっと大きくなります。

今のままでは、特別減税は増税予告つきばらまき減税であり、厳しい財政事情のもとで、貴重な税金のむだ遣いになることは明白であります。

また、恒久的制度減税を実施することは、対応として、恒久的な財源措置が必要となり、徹底した行財政改革の実施を不可避といたします。したがって、恒久的制度減税は、景気対策の効果のみ

ならず、行政のあり方の見直し、肥大化した機構の整理、裁量行政の根本の見直しを含む過剰な権限の縮小など、行財政改革を推進する大きなこととなるのであります。特別減税では、一時的な措置であり、行政改革にも財政改革にもつながらず、単なる予算のはらまきと終わってしまうのであります。財政状況の厳しき折、我が国にその余裕がないのは明らかであります。したがって、減税をやる以上、恒久的な制度減税により、行政のスリム化、効率化、財政構造の改革に直結させる必要があります。

これが、我々が特別減税に反対し、恒久的制度減税の実施に組み替えることを求めた理由の大きな一つであります。

以上、大きく二点の反対の理由を申し述べ、さらに最後に、大蔵省の一連の不祥事の徹底的な説明を強く求め、自由党を代表しての私の討論を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 北協保之君。

(北協保之君登壇)

○北協保之君 民友連の北協保之でございます。

私は、民友連を代表して、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案に対し、賛成討論を行います。

まず初めに申し上げておきたいことは、我々は、当面の景気対策として今回提案の二兆円特別減税に賛成するものの、これだけでは景気対策としても経済再建策としてもまことに不十分であると考えているということです。

我々は、統一会派結成に当たっての六党政策合

意文書にあるとおり、財政再建を中期的に重要な政策目標としつつ、短期的には景気対策、経済再建を優先する立場に立ち、今回の特別減税に引き続き、三兆円の所得税、住民税の恒久減税並びに法人税率引き下げ、有価証券取引税、取引所得税の廃止、土地住宅等の政策減税により、合計六兆円規模の減税実施を目指すものであることを明らかにしておきます。

ただいま日本経済は、金融システム不安と不況により大変深刻な状況にあえいでおり、日本発の世界恐慌が懸念される事態に陥っています。国民は先の見通しが立たず、たんす預金で自己防衛を図る状態でございます。このような事態を招いた大きな原因は、財政政策及び金融政策におけるたび重なる政府の失敗にあり、消費の低迷も金融システム不安もその根底には政府に対する不信があります。

そのような折も折、金融財政運営の責任を負う大蔵省の腐敗が次々に明るみに出ています。大蔵省OBの道路公団理事が証券会社からの収賄容疑で逮捕され、また、大蔵省金融検査部の現職幹部職員が、都市銀行の担当者から高額の接待を受けた見返りに、検査日程を事前に漏らすなどの便宜を図った疑いで収賄容疑で逮捕されました。これは国民を裏切る背信行為であり、到底許されざることであります。

明らかにされつつある事実からして、これが単に一部の職員の逸脱行為ではなく、大蔵省に巣くう腐敗の一端であることは明らかです。背景には、大蔵省が財政、金融にわたる強大な権限を持ち、政界、業界と癒着し、思うがままに振る舞っ

てきた構造があります。このような構造ができてきたことについては、大蔵省自身の責任はもちろんですか、長く政権の座にあって、大蔵省と持ちつ持たれつの関係にある与党自由民主党の責任もまことに重大です。国会は、十分に時間をかけて、大蔵省を中心とする政財官の癒着構造を徹底的に解明し、解体するために全力を挙げなければなりません。それこそ、選挙で選ばれた我々が国民に対して負う責務であります。

また、政府みずからも、腐敗の根を断つ方策を明らかにすべきであります。しかしながら、この点、橋本行革は、財政、金融完全分離を先送りするなど、大蔵省の腐敗根絶を期待させる成果は何ら生み出しておりません。国会主導による行革論議を提唱するゆえんであります。

現状のように国民の政治不信が極限に達し、金融システムに対する信認以前に政府に対する信認が失われている事態を招いたのは、政財官の癒着構造に加えて、橋本内閣が国民に対して数々の大きなうそをついてきたからであります。この際、それを指摘いたします。

まず第一に、住専に対する六千八百五十億円の税金投入が国民の大変な批判を招いたとき、政府は金融三法を通し、今後信用組合の破綻処理以外には公的資金は使わないと約束しておきながら、今回は、一般金融機関への資本注入を含めて、何と三十兆円の公的資金投入を持ち出しています。金融三法成立時の見通しのどこに間違いがあったのか、政治、行政の責任はどこにあるのか、三十兆円もの公的資金の投入以外に金融システム対策の方法はないのか等々が明らかにされなければ、

国民は到底納得できるものではありません。第二のうそは、金融機関の不良債権の額であります。

大蔵省は、つい先ごろまで、不良債権の処理は順調に進んでおり、平成九年三下期には二十八兆円まで減少したと言っていました。が、今回の金融システム安定化策にあわせて発表された金融機関の自己査定による問題債権の額は、七十六兆円強に膨らんでいます。算定基準が違うとの小手先の弁明は無用です。超低金利策に立かされてきた庶民にとって、自分たちがこんなに犠牲を払っても不良債権の処理が何にも進んでいないというのは、全く救いがありません。政府及び金融機関はこの責任をどうとるのでしょうか。

第三に、金融システム安定化に関するうそです。

政府は、大銀行はつぶさないのが国際公約にも相当するものとして、昨年春先の金融不安に対しては、大蔵省の行政指導による日債銀と拓銀の救済策を発表し、これで金融対策は山を越したから大丈夫だと言いました。しかしながら、一年もたたないうちに拓銀は破綻し、山一証券の自主廃業等が続き、事態は昨年春当時よりはるかに深刻になっていきます。

第四のうそは、経済見通しに関するです。

政府は、昨年の経済動向について、消費税率引き上げの影響は四月―六月期で吸収されるから年度後半は消費も上向くと言って消費税率を引き上げましたが、実態はそれどころか、特別減税の廃止、医療保険自己負担の引き上げと相まって、消費は低迷が続いています。また、景気動向につい

て、昨春秋以降、民間の景況感は明らかに悪化してきたにもかかわらず、政府は、景気は緩やかに回復しつつあるとうそをつき続け、景気対策のおくれを招きました。

第五のうそは、さきの臨時国会中、財政再建を果たすため赤字国債をふやす特別減税はできないと明確に言っておきながら、臨時国会閉会後間もない十二月十七日に、総理が突如として特別減税を打ち出したことです。

十一月下旬の時点で既に、日本経済の停滯、山一証券などの金融破綻は起きており、東南アジアの通貨不安に起因する世界同時株安も起きていました。特別減税を必要とする判断材料は既にそろっていたにもかかわらず、減税はしないと言っていたのを翻したのですから、特別減税をしないというのはうそだったと言われても反論はできません。

第六のうそは、大蔵省の金融検査にまつわる汚職に関するうそです。

大蔵省は、昨年、第一勧銀の総会屋への利益供与事件に関連して、検査官が検査期間中にゴルフや飲食の接待を受けていたことが発覚したとき、省内には軽微な違反行為しかないとして戒告や口頭注意のみで済ませていましたが、今回の検査官逮捕で、実態ははるかに悪質で構造的であることがだれの目にも明らかになりました。大蔵省がうそをついていたことは明白です。

第七のうそは、山一証券の飛ばしに関する大蔵省のうそです。

大蔵省証券局は飛ばしの存在を山一証券自主廃業決定の直前に知ったとしていますが、業界では

その存在が広く語られており、検査に当たっている大蔵省が知らなかったとは信じられません。今回、金融検査のなれ合い状態が明らかになったことで、ますます疑惑は深まっています。飛ばしの刑事責任を追及する中で、事実関係が明らかにされることを望みます。

以上、政府の数々のうそを指摘しましたが、たとえ直接的には大蔵省の役人が責めを負うべきものであっても、最終責任は、所管大臣である大蔵大臣、内閣、そして内閣の主宰者である総理大臣に帰属することは言うまでもありません。その意味で、今回大蔵大臣が辞任に至ったのは当然であると考えますが、同様の責任が総理大臣にもあることを橋本総理にはよくお考えいただきたいと存じます。

最後に、今後の経済運営について一言申し上げます。

現下の金融経済情勢から見て、政府は一刻も早く、財政再建優先路線から景気対策、経済再建優先路線に明確に転換すべきです。総理は財政再建と景気対策は二者択一ではないとたびたびおっしゃっていますが、財政構造改革法に縛られて新年度に緊縮予算を余儀なくされている以上、目の前に既に財政再建か景気対策かの二者択一が生じていることは明らかです。明敏な総理にこのことがおわかりにならないはずはないと信じます。

現在の株価の上昇は、既に政府が発表している以上の追加景気対策への期待によるところが大であることを読み間違えることのないようお願い申し上げます。私の討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣	橋本龍太郎君
大蔵大臣	下稲葉耕吉君
法務大臣	小淵 恵三君
外務大臣	町村 信孝君
文部大臣	小泉純一郎君
厚生大臣	島村 宜伸君
農林水産大臣	堀内 光雄君
通商産業大臣	藤井 孝男君
運輸大臣	自見庄三郎君
郵政大臣	伊吹 文明君
労働大臣	瓦 力君
建設大臣	上杉 光弘君
自治大臣	小里 貞利君
国務大臣	

○議長の報告

(報告書受領)

一、昨二十七日、内閣を経由して法務大臣下稲葉耕吉君から、破壊活動防止法第三十六条の規定に基づく平成九年団体規制状況の年次報告を受領した。

(理事辞任)

一、去る二十三日、厚生委員会において、次のとおり理事の辞任を許可した。

理事 児玉 健次君
一、昨二十七日、常任委員会において、次のとおり理事の辞任を許可した。

農林水産委員会

理事 藤田 スミ君

科学技術委員会

理事 吉井 英勝君

環境委員会

理事 藤木 洋子君

(理事選任)

一、去る二十三日、厚生委員会において、次のとおり理事を選任した。

理事

福島 豊君 久保 哲司君

一、昨二十七日、常任委員会において、次のとおり理事を選任した。

農林水産委員会

理事

木幡 弘道君

宮地 正介君

科学技術委員会

理事

吉田 治君

菅原喜重郎君

環境委員会

理事

岩國 哲人君

武山百合子君

(理事補欠選任)

一、去る二十三日、厚生委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 船田 元君 (理事津島雄二君去る九

日委員辞任につきその補欠)

一、昨二十七日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

農林水産委員会

理事 一川 保夫君 (理事久保哲司君去る九

日委員辞任につきその補欠)

環境委員会

理事 佐藤謙一郎君 (理事小林守君昨二十七日

日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

石橋 一弥君

久野統一郎君

稲葉 大和君

佐藤 勉君

滝 実君

久野統一郎君

佐藤 勉君

戸井田 徹君

大蔵委員

辞任

佐々木憲昭君

吉井 英勝君

厚生委員

辞任

安倍 晋三君

鈴木 俊一君

荒井 広幸君

小林 多門君

議院運営委員

辞任

川内 博史君

近藤 昭一君

大蔵委員

秋葉 忠利君

運輸委員

辞任

濱田 健一君

予算委員

辞任

大原 一三君

桜井 新君

関谷 勝嗣君

戸井田 徹君

石橋 一弥君

稲葉 大和君

滝 実君

補欠

吉井 英勝君

補欠

荒井 広幸君

小林 多門君

安倍 晋三君

鈴木 俊一君

補欠

近藤 昭一君

川内 博史君

一、去る二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

秋葉 忠利君

補欠

濱田 健一君

補欠

秋葉 忠利君

補欠

今村 雅弘君

谷畑 孝君

田中 和徳君

中川 昭一君

増田 敏男君

原口 一博君

松沢 成文君

中井 治君

志位 和夫君

不破 哲三君

今村 雅弘君

大野 松茂君

久野統一郎君

田中 和徳君

谷畑 孝君

北橋 健治君

島 聡君

西川太一郎君

春名 真章君

矢島 恒夫君

一、昨二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

中野 正志君

小野寺五典君

農林水産委員

辞任

木部 佳昭君

仙谷 由人君

稲葉 大和君

五島 正規君

科学技術委員

辞任

近藤 昭一君

大野 松茂君

久野統一郎君

北橋 健治君

島 聡君

西川太一郎君

春名 真章君

矢島 恒夫君

大原 一三君

中川 昭一君

増田 敏男君

関谷 勝嗣君

桜井 新君

原口 一博君

松沢 成文君

中井 治君

志位 和夫君

不破 哲三君

補欠

小野寺五典君

中野 正志君

補欠

稲葉 大和君

五島 正規君

木部 佳昭君

仙谷 由人君

補欠

川内 博史君

鳩山由紀夫君

中西 啓介君

石井 紘基君

川内 博史君

西野 陽君

環境委員

辞任

桜井 郁三君

冬柴 鐵三君

大石 秀政君

旭道山和泰君

旭道山和泰君

冬柴 鐵三君

補欠

大石 秀政君

旭道山和泰君

補欠

冬柴 鐵三君

一、去る二十三日、決算行政監視委員会金子原二郎君は退職された。

(議案付託)

一、去る二十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

以上二件 地方行政委員会 付託

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案(内閣提出第三号) 大蔵委員会 付託

(調査要求承認)

一、厚生委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二十三日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、厚生関係の基本施策に関する事項

二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項 二、調査の目的 右両事項について実情を調査し、対策を樹立するため 三、調査の方法 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等 四、調査の期間 本会期中 右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。 平成十年一月二十三日 衆議院議長 伊藤宗一郎殿 厚生委員長 金子 一義 衆議院議長 伊藤宗一郎殿 一、予算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二十六日これを承認した。 国政調査承認要求書 一、調査する事項 予算の実施状況に関する事項 二、調査の目的 予算の実施の適正を期するため 三、調査の方法 関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等 四、調査の期間 本会期中 右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。 平成十年一月二十六日 予算委員長 松永 光 衆議院議長 伊藤宗一郎殿	一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨二十七日いずれもこれを承認した。 国政調査承認要求書 一、調査する事項 一、農林水産業の振興に関する事項 二、農林水産物に関する事項 三、農林水産業団体に関する事項 四、農林水産金融に関する事項 五、農林漁業災害補償制度に関する事項 二、調査の目的 農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため 三、調査の方法 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等 四、調査の期間 本会期中 右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。 平成十年一月二十七日 農林水産委員長 北村 直人 衆議院議長 伊藤宗一郎殿 国政調査承認要求書 一、調査する事項 一、科学技術振興の基本施策に関する事項 二、原子力の開発利用とその安全確保に関する事項 三、宇宙開発に関する事項 四、海洋開発に関する事項 五、生命科学に関する事項	六、新エネルギーの研究開発に関する事項 二、調査の目的 右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため 三、調査の方法 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等 四、調査の期間 本会期中 右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。 平成十年一月二十七日 科学技術委員長 大野由利子 衆議院議長 伊藤宗一郎殿 国政調査承認要求書 一、調査する事項 一、環境保全の基本施策に関する事項 二、公害の防止に関する事項 三、自然環境の保護及び整備に関する事項 四、快適環境の創造に関する事項 五、公害健康被害救済に関する事項 六、公害紛争の処理に関する事項 二、調査の目的 右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため 三、調査の方法 関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等 四、調査の期間 本会期中 右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。	平成十年一月二十七日 環境委員長 山元 勉 衆議院議長 伊藤宗一郎殿 (答弁通知書受領) 一、去る二十三日、内閣から、衆議院議員保坂展人君提出死刑の必要性、情報公開などに関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十年二月十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。 一、去る二十三日、内閣から、衆議院議員坂上富男君提出手話通訳等による公正調査遺言に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十年三月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。 一、昨二十七日、内閣から、衆議院議員坂上富男君提出旧国鉄債務のJ・R強制負担問題に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十年二月十八日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。 平成九年度一般会計補正予算(第1号) 右国会に提出する。 平成十年一月十二日 内閣総理大臣 橋本龍太郎
---	--	---	--

平成 9 年度 一般会計 補正予算
予 算 総 則 補 正

第 1 条 既定の平成 9 年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

区 分	平成 9 年度歳入 立予算額(千円)	補 正		改平成 9 年度 予 算 額(千円)
		追 加 額(千円)	修正減少額(千円)	
歳 入	77,390,003,705	3,155,597,184 △	2,012,440,892	1,143,156,292
歳 出	77,390,003,705	2,708,204,563 △	1,565,048,271	78,538,159,997

第 2 条 「財政法」第 14 条の 3 の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「丙号繰越明許費補正」に掲げるとおりとする。

第 3 条 「財政法」第 15 条第 1 項の規定により平成 9 年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第 4 条 「財政法」第 28 条の規定による「歳入予算補正明細書」、各省各庁の「予定経費補正要求書」、「繰越明許費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」並びに「国債・借入金の現在高及び償還年次表に関する補正調査」は、別に添附する。

第 5 条 平成 9 年度一般会計予算総則第 6 条第 1 項に定める「財政法」第 4 条第 1 項ただし書の規定により平成 9 年度において公債を発行することができる限度額「9,237,000,000 千円」を「9,940,000,000 千円」に改める。

2 平成 9 年度一般会計予算総則第 6 条第 2 項に定める「平成 9 年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」第 2 条第 1 項の規定により公債を発行することができる限度額「7,470,000,000 千円」を「8,518,000,000 千円」に改める。

第 6 条 平成 9 年度一般会計予算総則第 7 条の公共事業費の範囲の表中、所管総理府、組織中継開発庁に係る項の「沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費」の次に「、沖縄災害復旧事業工事諸費」を加える。

第 7 条 平成 9 年度一般会計予算総則第 11 条第 1 項の債務保証契約の限度額の表中

24 「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第 2 条第 2 項各号に掲げる法人債券又は地方債証券のうち次に掲げるものに係る債務 (1) 外貨をもって支払われるもの (2) 本邦通貨をもって支払われる債券のうち外	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第 2 条第 2 項 「日本開発銀行法」 「日本輸出入銀行法」	(1)に掲げる債券又は地方債証券にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額(欧州共同体の構成国の全部又は一部の通貨の合成価値によって額面が表示される債券又は地方債証券にあっては、当該合成価値を構成する各通貨の当該構成部分に相当する金額を外国貨幣換算率により換算したもの)の合算額をいう。)の総額及び(2)に掲げる債券
--	--	--

国において発行するもの

にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が745,000,000千円に相当する債券又は地方債証券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額

を

24 「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第 2 条第 2 項各号に掲げる法人債券又は地方債証券のうち次に掲げるものに係る債務 (1) 外貨をもって支払われるもの (2) 本邦通貨をもって支払われる債券のうち外国において発行するもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第 2 条第 2 項 「日本開発銀行法」第 37 条の 3 第 1 項 「日本輸出入銀行法」第 39 条の 3 第 1 項	(1)に掲げる債券又は地方債証券にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額(欧州共同体の構成国の全部又は一部の通貨の合成価値によって額面が表示される債券又は地方債証券にあっては、当該合成価値を構成する各通貨の当該構成部分に相当する金額を外国貨幣換算率により換算したもの)の合算額をいう。)の総額及び(2)に掲げる債券にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が745,000,000千円に相当する債券又は地方債証券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
25 預金保険機構次に掲げる預金保険機構債券及び借入金に係る債務 (1) 特例業務に関するもの (2) 金融危機管理の業務に関するもの	「預金保険法」 「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」(仮称)	(1)に掲げる預金保険機構債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額10,000,000,000千円並びに(2)に掲げる預金保険機構債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額10,000,000,000千円並びにそれぞれその利息に相当する金額

に改める。

第 8 条 平成 9 年度一般会計予算総則第 13 条の予算の移替えの表中、所管総理府、組織総理本府に係る項の「沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費」の前に「沖縄特別振興対策調整費」を加える。

甲号 歳入歳出予算補正
歳 入

主 管	部	款	項	補 正 額		
				追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)
法 務 省	雑 収 入	諸 収 入	懲 罰 及 沒 収 金	3,555,694	0	3,555,694
				3,555,694	0	3,555,694
				434,000,000	△ 1,825,000,000	△ 1,391,000,000
				434,000,000	△ 1,807,000,000	△ 1,373,000,000
				108,000,000	△ 1,460,000,000	△ 1,352,000,000
				326,000,000	0	326,000,000
				0	△ 66,000,000	△ 66,000,000
				0	△ 144,000,000	△ 144,000,000
				0	△ 137,000,000	△ 137,000,000
				0	△ 18,000,000	△ 18,000,000
大 蔵 省	租 税 及 印 紙 収 入	租 税	所 得 税 法 人 税 相 統 税 消 費 税 関 税	352,726,797	△ 2,408,304	350,318,493
				349,916,290	0	349,916,290
				349,916,290	0	349,916,290
				2,810,507	△ 2,408,304	402,203
				0	△ 2,408,304	△ 2,408,304
				2,810,507	0	2,810,507
				1,751,000,000	0	1,751,000,000
				1,751,000,000	0	1,751,000,000
				703,000,000	0	703,000,000
				1,048,000,000	0	1,048,000,000
公 債 金	公 債 金	公 債 金 特 例 公 債 金	592,961,834	0	592,961,834	
			592,961,834	0	592,961,834	
前年度剰余金受入						

農 林 水 産 省	雑 収 入	前年度剰余金受入 諸 収 入	前年度剰余金受入 計 公共事業費負担金	592,961,834	592,961,834	0	0	592,961,834
				3,130,688,631	△	1,827,408,304	△	1,303,280,327
				49,044	△	6,264	△	42,780
				49,044	△	6,264	△	42,780
				49,044	△	6,264	△	42,780
運 輸 省	雑 収 入	国有財産利用収入 諸 収 入	利 子 収 入 公共事業費負担金	251,781	△	169	0	251,612
				56,294	△	0	0	56,294
				56,294	△	169	0	56,294
				195,487	△	169	0	195,318
				195,487	△	169	0	195,318
郵 政 省	租税及印紙収入 雑 収 入	印 紙 収 入 諸 収 入	印 紙 収 入 電波利用料収入 計	0	△	185,000,000	△	185,000,000
				0	△	185,000,000	△	185,000,000
				3,000,132	△	185,000,000	△	185,000,000
				3,000,132	△	0	0	3,000,132
				3,000,132	△	0	0	3,000,132
建 設 省	雑 収 入	諸 収 入	公共事業費負担金 雑 収 入	18,051,902	△	26,155	8,010	18,025,747
				18,051,902	△	26,155	18,145	18,025,747
				18,051,902	△	26,155	18,145	18,025,747
				18,051,902	△	26,155	18,145	18,025,747
				18,051,902	△	26,155	18,145	18,025,747
歳 入 補 正 額 総 計				3,155,597,184	△	2,012,440,892		1,143,156,292

所 管 組 織 項	追 加 額(千円)	正 額		差 引 額(千円)	
		修 正 減 少 額(千円)	△ 665,762		
国 会 衆 議 院 衆 議 院	0	△ 665,762	△ 665,762		

衆議院施設費	計	0	△	127,480	△	127,480	
	参議院施設費	0	△	793,242	△	793,242	
	参議院施設費	0	△	476,956	△	476,956	
	参議院施設費	0	△	129,645	△	129,645	
	計	0	△	606,601	△	606,601	
	国立国会図書館	0	△	326,885	△	326,885	
	国立国会図書館施設費	0	△	9,392	△	9,392	
	計	0	△	336,277	△	336,277	
	裁判官訴訟委員会	0	△	1,969	△	1,969	
	裁判官弾劾裁判所	0	△	1,529	△	1,529	
裁判所	最高裁判所	0	△	1,739,618	△	1,739,618	
	下級裁判所	368,942	△	3,070,759	△	3,070,759	
	裁判所施設費	0	△	816,301	△	447,359	
	計	368,942	△	29,636	△	29,636	
	検察審査会	0	△	3,916,696	△	3,547,754	
	検察審査会	0	△	5,035	△	5,035	
	検察審査会	368,942	△	3,921,731	△	3,552,789	
	補正額合計	0	△	221,023	△	221,023	
	會計検査院施設費	0	△	21,072		△21,072	
	計	0	△	242,095	△	242,095	
内閣	内閣官房	0	△	272,037	△	272,037	
	内閣官房	0	△	5,076	△	5,076	
	安全保障会議	0	△	277,113	△	277,113	
	計	0	△	21,627	△	21,627	
	内閣法制局	0	△	204,752	△	204,752	
	内閣法制局	0	△	503,492	△	503,492	
	内閣事務人	0	△	675,592	△	671,092	
	補正額合計	4,500	△	0	△	0	
	総府	1,000,000				1,000,000	
	沖繩特別振興対策調整費						

(外号) 延

日 本 学 術 会 議 国 際 平 和 協 力 本 部 公 正 取 引 委 員 会 警 察 庁	沖繩米軍基地所在市町村活性化特別事業費	777,921	0	△	777,921
	総 理 大 臣 官 邸 施 設 費	0	91,833	△	91,833
	総 理 本 府 施 設 費	0	30,388	△	30,388
	計	1,782,421	797,813	△	984,608
	日 本 学 術 会 議	0	61,910	△	61,910
	国 際 平 和 協 力 本 部	0	38,913	△	38,913
	公 正 取 引 委 員 会	0	104,825	△	104,825
	警 察 庁	0	2,561,923	△	2,561,923
	千歳厚警察新東京国際空港警備隊費	45,159	4,905	△	40,254
	科 学 警 察 研 究 所	0	34,646	△	34,646
	皇 宮 警 察 本 部	25,801	21,068	△	4,733
	警 察 庁 施 設 費	0	27,473	△	27,473
	計	70,960	2,650,015	△	2,579,055
	公 害 等 調 整 委 員 会	0	14,834	△	14,834
	宮 内 庁	0	49,509	△	49,509
	総 務 庁 施 設 費	79,541	930,321	△	850,780
公 害 等 調 整 委 員 会 宮 内 庁 総 務 庁	給 付 給 付 事 務 費	0	609	△	609
	恩 給 支 給 事 務 費	0	52,275	△	52,275
	国連アジア統計研修協力費	144	9,191	△	9,047
	統 計 調 査 費	0	578,891	△	578,891
	国 勢 調 査 費	0	36,179	△	36,179
	青 少 年 対 策 本 部	0	182,225	△	182,225
	北 方 対 策 本 部	0	92,712	△	92,712
	計	79,685	1,882,403	△	1,802,718
	北 海 道 開 発 庁	5,285,000	123,549	△	5,161,451
	北 海 道 開 発 計 画 費	0	26,472	△	26,472
北 海 道 開 発 庁	北海道開発事業指導監督費	0	79,744	△	79,744
	北海道治山事業費	0	7,300	△	7,300

防衛施設庁	北海道治水海岸事業工事諸費	0	△	115,783	△	115,783	
	北海道道路整備事業費	27,393,953		0		27,393,953	
	北海道道路事業工事諸費	4,047	△	71,154	△	67,107	
	北海道空港整備事業費	0	△	348	△	348	
	北海道港湾漁港空港整備事業工事諸費	0	△	136,257	△	136,257	
	北海道都市公園事業工事諸費	0	△	729	△	729	
	北海道農業生産基盤整備事業費	15,779,032		0		15,779,032	
	北海道農村整備事業費	2,716,000		0		2,716,000	
	北海道農地等保全管理事業費	223,975		0		223,975	
	北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費	993	△	74,420	△	73,427	
	北海道災害復旧事業等工事諸費	135,583		0		135,583	
	計	51,538,583	△	635,756		50,902,827	
	防衛本庁	4,729,242	△	765,269		3,963,973	
	武器車両等購入費	0	△	318,467	△	318,467	
	艦船建造費	0	△	32,521	△	32,521	
	装備品等整備諸費	23,340	△	2,048,592	△	2,025,252	
防衛施設庁	施設整備等附帯事務費	0	△	914,991	△	914,991	
	研究開発費	0	△	1,990,712	△	1,990,712	
	計	4,752,582	△	6,070,552	△	1,317,970	
	防衛施設庁	0	△	167,607	△	167,607	
	調達労務管理費	584,996	△	2,970		582,026	
	施設運営等関連諸費	7,221,488	△	260,176		6,961,312	
	提供施設移設整備費	0	△	5,143	△	5,143	
	計	7,806,484	△	435,896		7,370,588	
	経済企画庁	0	△	441,587	△	441,587	
	経済研究所	0	△	31,184	△	31,184	
	計	0	△	472,771	△	472,771	

科 学 技 術 庁	科 学 技 術 庁 施 設 費	0	△	531,144	△	531,144	
	科 学 技 術 振 興 費	0	△	2,875	△	2,875	
	科 学 技 術 振 興 調 整 費	0	△	9,220,429	△	9,220,429	
	科 学 技 術 振 興 調 整 費	0	△	1,871,250	△	1,871,250	
	海洋開発及地球科学技术調査 研究促進費	0	△	1,204,719	△	1,204,719	
	原子力平和利用研究促進費	101,838	△	5,326,402	△	5,224,564	
	国立機関原子力試験研究費	0	△	175,410	△	175,410	
	放射能調査研究費	0	△	61,266	△	61,266	
	科学技術庁試験研究所	0	△	1,627,198	△	1,627,198	
	科学技術庁試験研究所施設費	0	△	39,036	△	39,036	
計		101,838	△	20,059,729	△	19,957,891	
環 境 庁	環境基本計画推進調査費	4,061,896	△	860,806		3,201,090	
	国立機関公害防止等試験研究費	0	△	18,750	△	18,750	
	環境研究総合推進費	0	△	145,278	△	145,278	
	公害防止等調査研究費	0	△	213,750	△	213,750	
	自然公園等管理費	0	△	149,926	△	149,926	
	環境保全施設整備費	0	△	85,635	△	85,635	
	自然公園等事業工事諸費	0	△	1,744	△	1,744	
	環境庁研究所施設費	0	△	13,302	△	13,302	
	環境庁研究所施設費	0	△	258,186	△	258,186	
計		0	△	579	△	579	
沖 縄 開 発 庁	沖縄振興開発計画推進調査費	4,061,896	△	1,747,956		2,313,940	
	沖縄振興開発計画推進調査費	72,000	△	136,424	△	64,424	
	沖縄教育振興事業費	0	△	15,000	△	15,000	
	沖縄保健衛生諸費	0	△	38,071	△	38,071	
	沖縄農業振興費	0	△	4,599	△	4,599	
	沖縄開発事業指導監督費	0	△	265	△	265	
		0	△	7,240	△	7,240	

法務総合研究所		法務総合研究所 国連犯罪防止アジア地域研修 協力費	0	△	109,442	△	109,442
法務局		計	0	△	14,653	△	14,653
法務局		検察官費	6,210	△	124,095	△	124,095
法務局		検察官費	0	△	197,283	△	191,073
矯正官署		矯正官署費	0	△	486,573	△	486,573
矯正官署		矯正官署費	0	△	318,557	△	318,557
更生保護官署		更生保護官署費	0	△	805,130	△	805,130
更生保護官署		更生保護官署費	0	△	525,232	△	525,232
更生保護官署		更生保護官署費	0	△	61,277	△	61,277
更生保護官署		更生保護官署費	0	△	586,509	△	586,509
更生保護官署		更生保護官署費	0	△	57,628	△	57,628
更生保護官署		更生保護官署費	0	△	81,372	△	73,306
更生保護官署		更生保護官署費	8,066	△	139,000	△	130,934
更生保護官署		更生保護官署費	8,066	△	367,815	△	320,253
更生保護官署		更生保護官署費	47,562	△	1,400	△	1,400
更生保護官署		更生保護官署費	0	△	272,612	△	272,612
更生保護官署		更生保護官署費	0	△	5,139,580	△	5,049,247
更生保護官署		更生保護官署費	90,333	△	2,938,584	△	2,938,584
更生保護官署		更生保護官署費	0	△	6,571	△	6,571
更生保護官署		更生保護官署費	0	△	635,694	△	635,694
更生保護官署		更生保護官署費	26,573,514	△	0	△	26,573,514
更生保護官署		更生保護官署費	0	△	1,928,380	△	1,928,380
更生保護官署		更生保護官署費	26,573,514	△	5,509,229	△	21,064,285
更生保護官署		更生保護官署費	65,938	△	1,699,839	△	1,633,901
更生保護官署		更生保護官署費	1,527,844	△	284,580	△	1,243,264
更生保護官署		更生保護官署費	1,593,782	△	1,984,419	△	390,637
更生保護官署		更生保護官署費	28,167,296	△	7,493,648	△	20,673,648
更生保護官署		更生保護官署費	23,676,000	△	4,001,307	△	19,674,693

文 部 省	大蔵省所管省	国家公務員共済組合連合会等 助成費	0	△	661,051	△	661,051
		国債費	230,612,987	△	764,848,281	△	534,235,294
		公務員宿舍施設費	0	△	13,504	△	13,504
		政 府 出 資 費	8,200,000		0		8,200,000
		経 済 協 力 費	0	△	255,480	△	255,480
		国民金融公庫補給金	32,482,000		0		32,482,000
		予備費	0	△	200,000,000	△	200,000,000
		計	294,970,987	△	969,779,623	△	674,808,636
		財 務 局	32,954	△	375,387	△	342,433
		税 務 官 関 署	15,304	△	545,255	△	529,951
		税 務 不 服 審 判 所	4,521,180	△	1,952,514		2,568,666
		国 税 研 究 所	1,058	△	11,405	△	10,347
		醸 造 研 究 所	424	△	30,553	△	30,129
		しょうちゅう乙類製造業安定 対策費	10,000,000		0		10,000,000
		計	14,522,662	△	1,994,472		12,528,190
		補正額合計	309,541,907	△	972,694,737	△	663,152,830
文 部 省	大蔵省所管省	文 部 本 省 設 費	0	△	1,305,401	△	1,305,401
		文 部 本 省 調 査 費	0	△	12,200	△	12,200
		文 部 本 省 統 計 費	0	△	35,714	△	35,714
		文 化 功 労 者 年 金	0	△	10,500	△	10,500
		生 涯 学 習 振 興 費	0	△	1,831,266	△	1,831,266
		義 務 教 育 教 科 書 費	0	△	2,095	△	2,095
		義 務 教 育 費 国 庫 負 担 金	2,813,445		0		2,813,445
		養護学校教育費国庫負担金	640,701		0		640,701
		学 校 教 育 振 興 費	0	△	2,076,247	△	2,076,247
		公 立 文 教 施 設 整 備 費	0	△	92,025	△	92,025
		公 立 文 教 施 設 災 害 復 旧 費	3,394,292		0		3,394,292
		育 英 事 業 費	0	△	324,881	△	324,881

厚 生 省	文 部 省 所 管 補 正 額 合 計	文 部 本 省 所 轄 機 関	私立学校助成費	科学振興費	南極地域観測事業費	体育振興費	国立学校運営費	国立学校施設費	計	文 部 本 省 所 轄 研 究 所	文 部 本 省 所 轄 研 究 所 施 設 費	日 本 学 士 院	国立社会教育施設運営費	国立社会教育施設整備費	計	文 化 庁 施 設 費	文 化 振 興 費	文化財保存事業費	文化財保存施設整備費	国立博物館	国立博物館施設費	国立美術館	国立美術館施設費	文化庁研究所	文化庁研究所施設費	日本芸術院	計	厚 生 省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	6,848,438		0	△	4,160,052	△	4,160,052	△	4,160,052	0	△	9,455,724	△	9,455,724	△	9,455,724	△	9,455,724	△	9,455,724	0	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△	4,117	△

厚生統計調査費	0	△	129,871	△	129,871
科学研究所費	0	△	2,855,089	△	2,855,089
保健衛生諸費	876,480	△	2,800,921	△	1,924,441
原爆障害対策費	14,766	△	2,939,779	△	2,925,013
原爆死没者追悼平和祈念館施設費	0	△	665,445	△	665,445
結核医療費	0	△	264,821	△	264,821
精神保健費	0	△	3,639,006	△	3,639,006
国立病院及療養所經營費	0	△	2,782,995	△	2,782,995
国立病院及療養所施設費	0	△	125,281	△	125,281
社会福祉諸費	0	△	10,942,254	△	10,942,254
社会福祉施設整備費	0	△	465	△	465
臨時福祉特別給付諸費	144,491,349		0		144,491,349
生活保護費	173,064,080	△	110,506		172,953,574
婦人保護費	18,384		0		18,384
身体障害者保護費	191,185	△	1,835,451	△	1,644,266
遺族及留守家族等援護費	0	△	139,753	△	139,753
戦没者追悼平和祈念館施設費	0	△	10,885	△	10,885
老人福祉費	209,372,214		0		209,372,214
児童保護費	3,594,054	△	98,336		3,495,718
児童手当国库負担金	0	△	36,876	△	36,876
国民健康保険助成費	129,787,678	△	9,149		129,778,529
農業者年金実施費	0	△	22,825	△	22,825
厚生年金基金連合会等助成費	0	△	86,773	△	86,773
国民年金基金等助成費	0	△	85,461	△	85,461
社会保険国库負担金	172,506,056	△	21,944,620		150,561,436
国民年金国库負担金	199,601	△	1,014,825	△	815,224
計	834,117,884	△	54,091,041		780,026,843
厚生本省試験研究機関	0	△	358,798	△	358,798
厚生本省試験研究所					

農 林 水 産 省	検 疫 所	血 清 等 製 造 及 検 定 費	0	△	41,616	△	41,616	
		厚生本省試験研究所施設費	0	△	9,716	△	9,716	
		計	0	△	410,130	△	410,130	
		検 疫 所 施 設 費	0	△	154,880	△	154,880	
	国 立 ハ ン セ ン 病 療 養 所	計	0	△	155,773	△	155,773	
		国立ハンセン病療養所運営費	0	△	33,288	△	33,288	
		国立ハンセン病療養所施設費	0	△	6,582	△	6,582	
		計	0	△	39,870	△	39,870	
	国 立 更 生 援 護 機 関	国立更生援護所運営費	15,220	△	91,791	△	76,571	
		国立更生援護所施設費	0	△	10,606	△	10,606	
		計	15,220	△	102,397	△	87,177	
		地 方 医 務 局	0	△	7,426	△	7,426	
	地 方 医 務 局 麻 薬 取 締 官 事 務 所	麻 薬 取 締 官 事 務 所	3,940	△	29,803	△	25,863	
		補 正 額 合 計	834,137,044	△	54,836,440	△	779,300,604	
		農 林 水 産 本 省	0	△	7,485,029	△	7,485,029	
		農 林 水 産 本 省 施 設 費	0	△	671	△	671	
	農 林 水 産 省	農 林 漁 業 金 融 費	4,500,000	△	2,336,390		2,163,610	
		農 業 保 險 費	0	△	182,317	△	182,317	
		農 林 漁 業 統 計 情 報 費	0	△	517,433	△	517,433	
		農 業 振 興 費	12,891,046	△	1,281,589		11,609,457	
		農 業 構 造 改 善 対 策 費	23,577,000	△	178,302		23,398,698	
		農 業 者 年 金 等 実 施 費	0	△	3,104,674	△	3,104,674	
		農 産 園 芸 振 興 費	11,689,000	△	1,149,480		10,539,520	
		新 生 産 調 整 推 進 対 策 費	38,894,564	△	121,532		38,773,032	
		国 産 大 豆 等 保 護 対 策 費	0	△	5,117,495	△	5,117,495	
		農 業 改 良 普 及 対 策 費	0	△	523,245	△	523,245	
		畜 産 振 興 費	1,908,000	△	619,384		1,288,616	

	牛肉等関税財源畜産振興費	0	△	387,036	△	387,036	
	食品流通等対策費	1,672,647	△	648,193		1,024,454	
	糖 価 安 定 対 策 費	0	△	2,188,839	△	2,188,839	
	農業生産基盤整備事業等指導監督費	0	△	40,066	△	40,066	
	農業生産基盤整備事業費	62,004,000	△	62,848		61,941,152	
	農村整備事業費	32,284,000		0		32,284,000	
	農地等保全管理事業費	3,648,945	△	7,428		3,641,517	
	農業施設災害復旧事業費	60,274,777		0		60,274,777	
	農業施設災害関連事業費	239,699		0		239,699	
	計	253,583,678	△	25,951,951		227,631,727	
農 林 水 産 技 術 会 議	農 林 水 産 技 術 会 議	0	△	10,794	△	10,794	
	農林水産業技術振興費	0	△	1,282,397	△	1,282,397	
	農林水産業技術振興施設費	0	△	5,354	△	5,354	
	計	0	△	1,298,545	△	1,298,545	
農林水産本省試験研究機関	農林水産本省試験研究所	0	△	474,752	△	474,752	
農林水産本省検査指導所	農林水産本省検査指導所	0	△	276,033	△	276,033	
農林水産本省検査指導所施設費	農林水産本省検査指導所施設費	0	△	2,768	△	2,768	
	計	0	△	278,801	△	278,801	
地 方 農 政 局	地 方 農 政 局	179,020	△	128,680		50,340	
	地方農政局施設費	0	△	284	△	284	
	海岸事業工事諸費	0	△	1,640	△	1,640	
	地すべり対策事業工事諸費	55	△	6,559	△	6,504	
	農業施設災害復旧事業等工事諸費	301		0		301	
	計	179,376	△	137,163		42,213	
北海道統計情報事務所	北海道統計情報事務所	0	△	4,820	△	4,820	
食 糧 野 庁	食 糧 野 庁	0	△	13,352	△	13,352	
林 野 庁 施 設 費	林 野 庁 施 設 費	0	△	175,363	△	175,363	
		0	△	347	△	347	

水産庁	林業振興費	0	△	1,201,601	△	1,201,601	
	山林事業指導監督費	0	△	6,271	△	6,271	
	治山事業費	780,000	△	37,507		742,493	
	山林施設災害復旧事業費	27,911,000		0		27,911,000	
	山林施設災害関連事業費	18,210,000		0		18,210,000	
	森林総合研究所	1,523	△	105,122	△	103,599	
	計	46,902,523	△	1,526,211		45,376,312	
	水産庁施設費	0	△	63,641	△	63,641	
	水産庁建設費	0	△	4,099	△	4,099	
	船舶建造費	0	△	1,970	△	1,970	
	漁業調査取締費	0	△	764,831	△	764,831	
	水産業振興費	259,873	△	3,758,148	△	3,498,275	
	漁港整備事業指導監督費	0	△	2,716	△	2,716	
	漁港漁村整備費	280,000		0		280,000	
	漁港施設災害復旧事業費	6,909,000		0		6,909,000	
	漁港施設災害関連事業費	4,000		0		4,000	
農林水産省所管補正額合計	水産庁試験研究所	22,792	△	169,196	△	146,404	
	真珠検査所	0	△	1,348	△	1,348	
	水産大学校	0	△	53,375	△	53,375	
	北海道さけ・ますふ化場	0	△	45,974	△	45,974	
	計	7,475,665	△	4,865,298		2,610,367	
		308,141,242	△	34,550,893		273,590,349	
	通商産業本省	0	△	1,709,575	△	1,709,575	
	商工鉅業統計調査費	0	△	36,633	△	36,633	
	中小商工業等統計調査費	0	△	49,087	△	49,087	
	経済協力費	0	△	1,446,906	△	1,446,906	
通商産業省	工業再配置促進対策費	0	△	3,809	△	3,809	
	電子計算機産業振興対策費	0	△	13,743	△	13,743	

製品評価技術センター	情報処理振興対策費	0	△	145,244	△	145,244
	航空機国際共同開発促進費	0	△	75,842	△	75,842
	繊維産業構造改善対策費	0	△	45,491	△	45,491
	計	0	△	3,526,330	△	3,526,330
	製品評価技術センター	0	△	45,176	△	45,176
	製品評価技術センター施設費	0	△	4,701	△	4,701
	計	0	△	49,877	△	49,877
	工業技術院	0	△	11,252	△	11,252
	鉱工業技術振興費	0	△	1,299,943	△	1,299,943
	中小企業新技術研究開発費	0	△	65,135	△	65,135
工業技術院	産業技術基盤研究開発費	0	△	107,350	△	107,350
	エネルギー技術研究開発費	0	△	27,703	△	27,703
	工業技術院試験研究所	0	△	666,141	△	666,141
	工業技術院試験研究所施設費	0	△	53,396	△	53,396
	計	0	△	2,230,920	△	2,230,920
	資源エネルギー庁	0	△	10,686	△	10,686
	エネルギー庁対策費	0	△	63,990	△	63,990
	地下資源対策費	0	△	127,483	△	127,483
	計	0	△	202,159	△	202,159
	中小企業庁	0	△	4,419	△	4,419
中小企業庁	中小企業対策費	39,903,000	△	10,962,275		28,940,725
	計	39,903,000	△	10,966,694		28,936,306
	通商産業局	0	△	207,138	△	207,138
	商工鉱業統計調査費	0	△	14,958	△	14,958
	エネルギー対策費	0	△	35,724	△	35,724
	計	0	△	257,820	△	257,820
	鉱山保安監督官署	0	△	25,150	△	25,150
	通商産業省所管補正額合計	39,903,000	△	17,258,950		22,644,050

[illegible]

郵政省	海難審判庁	海難審判官署	0	△	15,766	△	15,766	
		静止氣象衛星業務費	0	△	849,185	△	849,185	
		氣象官署施設費	0	△	75,744	△	75,744	
		静止氣象衛星施設費	0	△	825	△	825	
		氣象研究所	0	△	555	△	555	
		計	0	△	55,921	△	55,921	
			0	△	982,230	△	982,230	
		運輸省所管	91,309,255	△	3,799,818		87,509,437	
		郵政省	0	△	969,030	△	969,030	
		電氣通信監理費	0	△	59,126	△	59,126	
通信總合研究所	電氣通信監理施設費	電波利用料財源電波監視等実 施費	0	△	62	△	62	
		計	2,683,256	△	6,815		2,676,441	
			2,683,256	△	1,035,033		1,648,223	
		通信總合研究所	0	△	325,490	△	325,490	
		電波利用料財源電波監視等実 施費	321,000	△	80		320,920	
		計	321,000	△	325,570	△	4,570	
		地方電氣通信監理局	37,194	△	75,251	△	38,057	
		電波利用料財源電波監視等実 施費	2,771		0		2,771	
		計	39,965	△	75,251	△	35,286	
			3,044,221	△	1,435,854		1,608,367	
労働省	郵政省所管	補正額合計	0	△	3,302,627	△	3,302,627	
		労働統計調査費	0	△	37,323	△	37,323	
		国際安全衛生教育施設費	0	△	15,506	△	15,506	
		女性歴史未来館施設費	0	△	1,249	△	1,249	
		職業転換対策事業費	0	△	221,586	△	221,586	
		雇用保険国庫負担金	128,893,429		0		128,893,429	
		計	128,893,429	△	3,578,291		125,315,138	
		労働本省研究所	0	△	18,610	△	18,610	
		労働本省研究機関						

建 設 省	中 央 勞 働 保 護 官 署	中 央 勞 働 保 護 官 署 計	△	37,082	△	37,082
建 設 省	中 央 勞 働 保 護 官 署	中 央 勞 働 保 護 官 署 計	△	37,082	△	37,082
	職 業 安 定 官 署	職 業 安 定 官 署 計	△	77,725	△	77,725
	職 業 安 定 官 署	職 業 安 定 官 署 計	△	3,881	△	3,881
	職 業 安 定 官 署	職 業 安 定 官 署 計	△	81,606	△	81,606
	職 業 安 定 官 署	職 業 安 定 官 署 計	△	404,791	△	404,791
	職 業 安 定 官 署	職 業 安 定 官 署 計	△	1,702	△	1,702
	職 業 安 定 官 署	職 業 安 定 官 署 計	△	406,493	△	406,493
	職 業 安 定 官 署	職 業 安 定 官 署 計	△	124,771,347	△	124,771,347
	職 業 安 定 官 署	職 業 安 定 官 署 計	△	521,867	△	521,867
	職 業 安 定 官 署	職 業 安 定 官 署 計	△	94,986	△	94,986
	職 業 安 定 官 署	職 業 安 定 官 署 計	△	38,408	△	38,408
	職 業 安 定 官 署	職 業 安 定 官 署 計	△	8,250	△	8,250
	職 業 安 定 官 署	職 業 安 定 官 署 計	△	89,413	△	89,413
	職 業 安 定 官 署	職 業 安 定 官 署 計	△	9,239,607	△	9,239,607
	職 業 安 定 官 署	職 業 安 定 官 署 計	△	140,000	△	140,000
建 設 省	中 央 勞 働 保 護 官 署	中 央 勞 働 保 護 官 署 計	△	28,633	△	28,633
	職 業 安 定 官 署	職 業 安 定 官 署 計	△	56,416,653	△	56,416,653
	職 業 安 定 官 署	職 業 安 定 官 署 計	△	60,816,225	△	60,816,225
	職 業 安 定 官 署	職 業 安 定 官 署 計	△	128,016,441	△	128,016,441
	職 業 安 定 官 署	職 業 安 定 官 署 計	△	12,598,000	△	12,598,000
	職 業 安 定 官 署	職 業 安 定 官 署 計	△	11,304,900	△	11,304,900
	職 業 安 定 官 署	職 業 安 定 官 署 計	△	198,241,784	△	198,241,784
	職 業 安 定 官 署	職 業 安 定 官 署 計	△	1,045,723	△	1,045,723
	職 業 安 定 官 署	職 業 安 定 官 署 計	△	500,000	△	500,000
	職 業 安 定 官 署	職 業 安 定 官 署 計	△	31,608,340	△	31,608,340
	職 業 安 定 官 署	職 業 安 定 官 署 計	△	509,146,116	△	509,146,116
	職 業 安 定 官 署	職 業 安 定 官 署 計	△	398,701	△	398,701
	職 業 安 定 官 署	職 業 安 定 官 署 計	△	112,749	△	112,749
	職 業 安 定 官 署	職 業 安 定 官 署 計	△	112,749	△	112,749
	職 業 安 定 官 署	職 業 安 定 官 署 計	△	112,749	△	112,749

自治省	地方建設局	地方建設局 道路災害復旧事業工事諸費 都市公園事業工事諸費 計	30,765 24,469 100 55,384	△ △ △ △	30,969 0 36,459 67,428	△ △ △ △	204 24,469 36,359 12,094	
自治省	建設省所管補正額合計		512,257,147	△	3,634,575	△	508,622,572	
	自治省	自 治 本 省	4,743	△	556,132	△	551,389	
		政 党 助 成 費	0	△	87,006	△	87,006	
		地方交付税交付金	370,800,000	△	370,800,000	△	0	
		地方債元利助成費	0	△	260	△	260	
		地方公営企業助成費	0	△	11,449	△	11,449	
		計	370,804,743	△	371,454,847	△	650,104	
	消防庁	消 防 庁	0	△	106,553	△	106,553	
		消防防災施設等整備費	0	△	1,266,881	△	1,266,881	
		消防研究所	0	△	25,821	△	25,821	
自治省	自治省所管補正額合計		370,804,743	△	372,854,102	△	2,049,359	
	歳 出 補 正 額 総 計		2,708,204,563	△	1,565,048,271	△	1,143,156,292	

丙号 繰越明許費補正

所 管	組 織	事 項	所 管	組 織	事 項
総 理 府	総 理 本 府	(項) 沖縄特別振興対策調整費	厚 生 省	沖 縄 開 発 庁	(項) 沖縄災害復旧事業工事諸費
	環 境 庁	(項) 環境庁のうち 汚染土壌復旧旅費 汚染土壌復旧庁費 汚染土壌復旧費		厚 生 省	(項) 臨時福祉特別給付金 臨時福祉特別給付金 臨時福祉特別給付金支給 事務委託費

丁号 国庫債務負担行為補正

所 管 組 織	事 項	限 度 (千円)	行 為 年 度	国 庫 の 年 度 担 当	事 由
総 理 府	急傾斜地崩壊対策事業費補助				
	既 定	123,500	平成 9 年 度	平成 9 年 度 及 び平成10年 度	急傾斜地崩壊対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追 加	266,200	同	平成 10 年 度	
	改 定	389,700	—	—	
	直轄海岸保全施設整備事業	120,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	胆振海岸の海岸保全施設の新設工事には、多くの日数を要するため
	海岸保全施設整備事業費補助	959,400	平成 9 年 度	平成 10 年 度	
	海岸環境整備事業費補助	105,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	直轄漁港修築事業	2,019,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	
	漁港漁村整備費補助	2,959,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	羅臼漁港はか5漁港の修築事業には、多くの日数を要するため 漁港漁村整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	公営住宅建設等事業費補助				
北海道開発庁	既 定	30,059,000	平成 9 年 度	平成 9 年 度 以 降3箇年度以内	公営住宅建設等事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 漁野すずらん丘陵公園の施設の整備には、多くの日数を要するため 都市公園事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追 加	881,000	同	平成 10 年 度	
	改 定	30,940,000	—	—	
	国 営 公 園 整 備 都市公園事業費補助	550,000 2,362,000	平成 9 年 度 平成 9 年 度	平成 10 年 度 平成 10 年 度	

下水道事業費補助		平成 9 年 度	平成 9 年度及 び平成10年度	
既	定			
追	加	同	平成 10 年度	下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
改	定	—	—	
水道広域化施設整備費補助		平成 9 年 度	平成 10 年 度	水道広域化施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
廃棄物処理施設整備費補助		平成 9 年 度	平成 10 年 度	廃棄物処理施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
かんがい排水事業費補助		平成 9 年 度	平成 10 年 度	かんがい排水事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
圃場整備事業費補助		平成 9 年 度	平成 10 年 度	圃場整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
諸土地改良事業費補助		平成 9 年 度	平成 10 年 度	諸土地改良事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
畑地帯総合農地整備事業費補助		平成 9 年 度	平成 10 年 度	畑地帯総合農地整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農用地整備公団事業費補助		平成 9 年 度	平成 10 年 度	農用地整備公団事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農道整備事業費補助		平成 9 年 度	平成 10 年 度	農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農業集落排水事業費補助		平成 9 年 度	平成 10 年 度	農業集落排水事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農村総合整備事業費補助		平成 9 年 度	平成 10 年 度	農村総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

農村地域環境整備事業費補助	599,000	平成 9 年度	平成 10 年度	農村地域環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
中山間総合整備事業費補助	1,383,000	平成 9 年度	平成 10 年度	中山間総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
直轄地すべり対策事業	300,000	平成 9 年度	平成 10 年度	羽幌二股地区の地すべり対策工事には、多くの日数を要するため
農地防災事業費補助	905,000	平成 9 年度	平成 10 年度	農地防災事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農地保全事業費補助	425,000	平成 9 年度	平成 10 年度	農地保全事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
森林保全整備事業費補助	1,563,000	平成 9 年度	平成 10 年度	森林保全整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
沿岸漁場整備開発事業費補助	594,000	平成 9 年度	平成 10 年度	沿岸漁場整備開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助	2,438,000	平成 9 年度	平成 10 年度	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
沖 縄 開 発 庁 海 岸 事 業 費 補 助	221,000	平成 9 年度	平成 10 年度	海岸事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
漁港漁村整備費補助	568,000	平成 9 年度	平成 10 年度	漁港漁村整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
水道水源開発等施設整備費補助	600,000	平成 9 年度	平成 10 年度	水道水源開発等施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
国 営 公 園 整 備 既 定	5,520,000	平成 9 年度	平成 9 年度以降 3 箇年度以内	
追 加	360,000	同	平成 10 年度	国営沖縄記念公園の施設の整備には、多くの日数を要するため

官 報 (号 外)

改定	5,880,000	—	—	
都市公園事業費補助	376,000	平成9年度	平成10年度	都市公園事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
下水道事業費補助	576,000	平成9年度	平成10年度以降4箇年度以内	下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追加改定	406,000 982,000	同 —	平成10年度 —	農業生産基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農業生産基盤整備事業費補助	682,000	平成9年度	平成10年度	農業生産基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農村整備事業費補助	492,000	平成9年度	平成10年度	農村整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農地等保全管理事業費補助	219,000	平成9年度	平成10年度	農地等保全管理事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
森林保全整備事業費補助	112,000	平成9年度	平成10年度	森林保全整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助	44,000	平成9年度	平成10年度	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
海岸事業費補助	776,700	平成9年度	平成10年度	海岸事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
漁港漁村整備費補助	3,279,000	平成9年度	平成10年度	漁港漁村整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
下水道事業費補助	222,000	平成9年度	平成10年度	下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農業生産基盤整備事業費補助	711,000	平成9年度	平成10年度	農業生産基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

厚 生 省	農村整備事業費補助	313,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	農村整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	農地等保全管理事業費補助	171,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	農地等保全管理事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	森林保全整備事業費補助	240,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	森林保全整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	農林漁業用揮発油税財原身替農道整備事業費補助	17,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	農林漁業用揮発油税財原身替農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	水道広域化施設整備費補助	8,473,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	水道広域化施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	廃棄物処理施設整備費補助	6,739,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	廃棄物処理施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	直轄海岸保全施設整備事業	340,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	出水海岸の海岸保全施設の改良工事には、多くの日数を要するため
	海岸保全施設整備事業費補助	605,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	海岸環境整備事業費補助	103,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	海岸環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	かんがい排水事業費補助	4,973,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	かんがい排水事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農 林 水 産 省	圃場整備事業費補助	12,406,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	圃場整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	諸土地改良事業費補助	2,863,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	諸土地改良事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

畑地帯総合農地整備事業費補助	2,733,000	平成9年度	平成10年度	畑地帯総合農地整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農用地整備公団事業費補助	1,297,000	平成9年度	平成10年度	農用地整備公団事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農道整備事業費補助	5,742,000	平成9年度	平成10年度	農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農業集落排水事業費補助	16,625,000	平成9年度	平成10年度	農業集落排水事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農村総合整備事業費補助	7,130,000	平成9年度	平成10年度	農村総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農村地域環境整備事業費補助	1,252,000	平成9年度	平成10年度	農村地域環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
中山間総合整備事業費補助	4,938,000	平成9年度	平成10年度	中山間総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
直轄地すべり対策事業	500,000	平成9年度	平成9年度以降3箇年度以内	笹ヶ峰地区ほか3地区の地すべり対策工事には、多くの日数を要するため 農地防災事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 農地保全事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 農村環境保全対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
既定	762,000	同	平成10年度	
追加	1,262,000	—	—	
改定	4,484,000	平成9年度	平成10年度	
農地防災事業費補助	2,462,000	平成9年度	平成10年度	
農地保全事業費補助	1,068,000	平成9年度	平成10年度	
農村環境保全対策事業費補助	4,899,000	平成9年度	平成10年度	
農林漁業用揮発油脱財源身替農道整備事業費補助				農林漁業用揮発油脱財源身替農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

林 野 庁	森林保全整備事業費補助	7,251,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	森林保全整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた
	大規模林業園開発林道事業費補助	4,699,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	大規模林業園開発林道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた
	森林環境整備事業費補助	516,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	森林環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた
水 産 庁	海岸保全施設整備事業費補助	540,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた
	海岸環境整備事業費補助	314,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	海岸環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた
	漁 港 修 築 費 補 助	8,638,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	漁港施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた
	漁港漁村環境整備事業費補助	491,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	漁港漁村環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた
	漁港漁村総合整備事業費補助	110,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	漁港漁村総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた
	沿岸漁場整備開発事業費補助	1,586,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	沿岸漁場整備開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた
運 輸 省	直轄海岸保全施設整備事業	165,000	平成 9 年 度	平成 9 年度及び平成10年度	
	追 加 改 定	884,000	同	平成 10 年 度	
	海岸保全施設整備事業費補助	1,049,000	—	—	
	既 定	1,960,000	平成 9 年 度	平成 9 年度及び平成10年度	

森林保全整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた

大規模林業園開発林道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた

森林環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた

海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた

海岸環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた

漁港施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた

漁港漁村環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた

漁港漁村総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた

沿岸漁場整備開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた

直轄海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた

追 加 改 定

海岸保全施設整備事業費補助

既 定

新潟県海岸は、3 海岸の海岸保全施設の新設及び改良工事には、多くの日数を要するため

建設省	建設本省	追加 改定	1,848,000 3,808,000	平成 9 年度 —	平成 10 年度 —	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
建設省	海上保安庁	海岸環境整備事業費補助	718,000	平成 9 年度	平成 10 年度	海岸環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		流出油防除用資機材整備	181,044	平成 9 年度	平成 9 年度及び平成 10 年度	流出油防除用資機材のうち回収装置及びオイルフェンスの購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		航空機購入	3,472,671	平成 9 年度	平成 9 年度及び平成 10 年度	警備救難用航空機 2 機の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		追加	2,599,216	同	平成 9 年度及び平成 10 年度以降 3 箇年度以内	海上災害防止センターが行う海上防災事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		改定	6,071,887	—	—	
		海上災害防止センター補助	80,000	平成 9 年度	平成 9 年度及び平成 10 年度	急傾斜地崩壊対策事業費補助については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		既定	896,500	平成 9 年度	平成 9 年度以降 3 箇年度以内	
		追加	2,536,800	同	平成 10 年度	
		改定	3,433,300	—	—	雪崩対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		既定	310,000	平成 9 年度	平成 9 年度及び平成 10 年度	
		追加	190,000	同	平成 10 年度	
建設省	直轄海岸保全施設整備事業	改定	500,000	—	—	青森海岸はか 6 海岸の海岸保全施設の新設及び改良工事には、多くの日数を要するため
		既定	1,150,000	平成 9 年度	平成 9 年度及び平成 10 年度	
		追加	1,533,000	同	平成 10 年度	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		改定	2,683,000	—	—	
建設省	海岸保全施設整備事業費補助	追加	1,641,000	平成 9 年度	平成 10 年度	
		改定				

海岸環境整備事業費補助	419,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	海岸環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
公有地造成護岸等整備事業費補助	112,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	公有地造成護岸等整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
住宅宅地関連公共施設整備促進事業費補助	3,816,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	住宅宅地関連公共施設整備促進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
住宅市街地総合整備事業費補助	1,130,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	住宅市街地総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
市街地再開発事業費補助	1,933,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	市街地再開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
国 営 公 園 整 備 既 定	8,665,000	平成 9 年 度	平成 9 年 度以 降 5 箇年度以内	国営常陸海浜公園ほか 5 箇所の施設の整備には、多くの日数を要するため
追 加 改 定	928,000	同	平成 10 年 度	
都市公園事業費補助 既 定	9,593,000	—	—	
追 加 改 定	20,000,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度以 降 4 箇年度以内	都市公園事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
下水道事業費補助 既 定	11,891,000	同	平成 10 年 度	
追 加 改 定	31,891,000	—	—	
下水道関連公共施設整備促進事業費補助	99,486,000	平成 9 年 度	平成 9 年 度以 降 5 箇年度以内	下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 加 改 定	61,900,000	同	平成 10 年 度	
下水道関連公共施設整備促進事業費補助	161,386,000	—	—	
追 加 改 定	2,280,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	

平成九年度一般会計補正予算(第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、歳出面において、災害関係経費の追加、阪神・淡路大震災復興対策費、緊急米関連対策経費、沖縄特別振興対策関係経費、中小企業等金融対策関係経費、臨時福祉特別給付金等、特に緊要となった事項の経費の追加及び所得税の特別減税等による税収減に伴う地方交付税交付金の減額に対し同額の地方交付税交付金の追加並びに国債整理基金特別会計への前年度剰余金繰入等を行う一方、既定経費の節減及び予備費の減額を行っている。歳入面においては、特別減税による租税及印紙収入の減収等を見込むとともに、前年度剰余金の受入れを行うほか、公債金及び特例公債金の増額を行うなど所要の補正措置を講ずるものである。

なお、公共事業等について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。
また、金融システム安定化のための措置に関し、一般会計予算総則において、預金保険機構の行う特例業務及び金融危機管理業務に関する借入金等について、それぞれ十兆円の政府保証限度額を定めている。

本補正の結果、平成九年度一般会計歳入歳出予算は次のとおりとなる。(原則として単位未満四捨五入)

歳入	歳入
当初	当初
補正	補正
追加	追加
修正減少	修正減少
差引	差引
計	計
歳出	歳出
当初	当初
補正	補正
追加	追加
修正減少	修正減少
差引	差引
計	計
歳入	歳入
1 租税及印紙収入	1 租税及印紙収入
2 雑収入	2 雑収入
3 公債金	3 公債金
(1) 公債金	(1) 公債金
(2) 特例公債金	(2) 特例公債金
4 前年度剰余金受入	4 前年度剰余金受入
計	計
1 災害関係経費の追加	1 災害関係経費の追加

(1) 災害復旧等事業費	三五二、二七七百万円
(2) その他の災害関係経費	五三三、〇九四百万円
2 給与改善費	一一、八二二百万円
3 阪神・淡路大震災復興対策費	二二〇、七七〇百万円
4 緊急米関連対策経費	一七〇、〇六〇百万円
5 S A C O 関係経費	七、二二二百万円
6 沖縄特別振興対策関係経費	一、七七八百万円
7 中小企業等金融対策関係経費	九二、四〇一百万円
8 臨時福祉特別給付金	一五二、九二〇百万円
9 義務的経費の追加	六六七、九一五百万円
10 住宅・都市整備公団補給金等	一四〇、八一八百万円
11 厚生保険特別会計へ繰入	一四一、三〇〇百万円
12 自動車損害賠償責任再保険特別会計へ繰入	八〇、八四三百万円
13 国債整理基金特別会計へ繰入	二二二、一四三百万円
14 地方交付税交付金	三七〇、八〇〇百万円
15 その他の経費	一二一、〇五二百万円
16 既定経費の節減	九九四、二四八百万円
(1) 既定経費の節約	一四三、七三八百万円
(2) 既定経費の不用	八五〇、五一〇百万円
17 地方交付税交付金の減額	三七〇、八〇〇百万円
18 予備費の減額	二〇〇、〇〇〇百万円
計	一、一四三、一五六百万円

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、民友連及び平和・改革共同提案に係る五島正規君外二名提出並びに自由党の加藤六月君外三名提出の「平成九年度一般会計補正予算(第1号)、平成九年度特別会計補正予算(特第1号)及び平成九年度政府関係機関補正予算(機第1号)につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」は、いずれも否決された。

右報告する。

平成十年一月二十八日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

予算委員長 松永 光

平成九年度特別会計補正予算(特第1号)

右

国会に提出する。

平成十年一月十二日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

平成9年度特別会計補正予算
予算総則 補正

第1条 次に掲げる各特別会計の平成9年度歳入歳出予算補正は、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

法務省所管	登記簿整理基金
大蔵省所管	国立生保学校
文部省所管	厚生員立保病保険院
厚生省所管	船国立民年保年金
	国国民共済再保険
	農業共済再保険
	漁船再保険及漁業共済保

農林水産省所管

運輸省所管	国有林野事業 国土改良事業 自動車損害賠償責任再保
	港自動車検査登録備
	湾自動車検査登録備
	港自動車検査登録備
	労働港整備保険備
	道労働整備保険備
	治水

労働省所管
建設省所管

第2条 各特別会計において、「財政法」第15条第1項の規定により平成9年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第3条 「財政法」第28条及び各特別会計法の規定による各特別会計の「歳入歳出予算補正予定計算書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」は、別に添付する。

第4条 平成9年度特別会計予算総則第9条の各特別会計の借入金の限度額の表中

を	国有林野事業	「国有林野事業特別会計法」第5条第2項及び「国有林野事業改善特別措置法」第4条第4項	国有林野事業勘定	277,000,000千円
	国有林野事業	「国有林野事業特別会計法」第5条第2項及び「国有林野事業改善特別措置法」第4条第4項	国有林野事業勘定	295,100,000千円

に、

国土改良事業	「国営土地改良事業特別会計法」第14条第2項	69,900,000千円
--------	------------------------	--------------

を

国土改良事業	「国営土地改良事業特別会計法」第14条第2項	75,100,000千円
--------	------------------------	--------------

に改める。

第5条 平成9年度特別会計予算総則第18条第1項の資金及び積立金の長期運用予定額の表中

4	国有林野事業特別会計	277,000,000千円	0千円
4	国有林野事業特別会計	295,100,000千円	0千円
5	国営土地改良事業特別会計	69,900,000千円	0千円
5	国営土地改良事業特別会計	75,100,000千円	0千円
10	国民金融公庫	2,443,400,000千円	726,600,000千円
10	国民金融公庫	3,043,400,000千円	726,600,000千円
13	中小企業金融公庫	1,060,100,000千円	595,300,000千円
13	中小企業金融公庫	1,360,100,000千円	595,300,000千円
14	北海道東北開発公庫	97,900,000千円	33,100,000千円
14	北海道東北開発公庫	117,900,000千円	33,100,000千円

に、

を		15 環境衛生金融公庫	341,000,000千円	0千円
に、		15 環境衛生金融公庫	395,000,000千円	0千円
を		17 日本開発銀行	1,261,000,000千円	84,500,000千円
に、		17 日本開発銀行	1,291,000,000千円	84,500,000千円
を		29 農用地整備公団	12,800,000千円	0千円
に、		29 農用地整備公団	13,700,000千円	0千円
を		18 日本輸出入銀行	1,080,700,000千円	59,300,000千円
に、		18 日本輸出入銀行	1,080,700,000千円	59,300,000千円
を		29 農用地整備公団	13,700,000千円	0千円
に改める。		29 農用地整備公団	13,700,000千円	0千円

甲号 歳入歳出予算補正

所 管 省	特 別 会 計	款	項	補 正 額		
				追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)
法 務 省	歳 入 記 入	他 会 計 よ り 受 入	一般会計より受入 事務取扱い費 施設整備費	2,139	△ 337,968	△ 335,829
				2,139	△ 337,968	△ 335,829
				106,857	△ 1,512,409	△ 1,405,552
				0	△ 19,942	△ 19,942
大 蔵 省	国 債 整 理 基 金 入	歳 出 補 正 額	歳 出 補 正 額	106,857	△ 1,532,351	△ 1,425,494
				230,679,743	△ 764,848,281	△ 534,168,538
				230,679,743	△ 764,848,281	△ 534,168,538
				671,726	△ 6,261,623	△ 5,589,897
法 務 省	公 債 配 当 金 収 入	他 会 計 よ り 受 入	公 債 配 当 金 収 入	7,733,335	0	7,733,335
				7,733,335	0	7,733,335
				7,733,335	0	7,733,335
				11,166,531	0	11,166,531

文 部 省	国 立 学 校	歳 出	他 会 計 よ り 受 入	前 年 度 剩 余 金 受 入		平 成 十 年 一 月 二 十 八 日	
				雑 収 入	雑 収 入	雑 収 入	雑 収 入
				413,674	0	413,674	413,674
				250,665,009	△ 771,109,904	△ 520,444,895	△ 520,444,895
				250,923,558	△ 771,368,453	△ 520,444,895	△ 520,444,895
				0	△ 19,872,891	△ 19,872,891	△ 19,872,891
				0	△ 19,872,891	△ 19,872,891	△ 19,872,891
				0	△ 15,240,741	△ 15,240,741	△ 15,240,741
				0	△ 42,668	△ 42,668	△ 42,668
				0	△ 4,410,231	△ 4,410,231	△ 4,410,231
				0	△ 179,251	△ 179,251	△ 179,251
				0	△ 19,872,891	△ 19,872,891	△ 19,872,891
				172,619,174	△ 243,444,810	△ 70,825,636	△ 223,672,955
				0	△ 223,672,955	△ 223,672,955	△ 223,672,955
				172,167,601	△ 19,771,855	152,415,746	152,415,746
				431,573	0	431,573	431,573
				729,662	0	729,662	729,662
				729,662	0	729,662	729,662
				168,758,561	0	168,758,561	168,758,561
				168,758,561	0	168,758,561	168,758,561
				0	△ 644,403	△ 644,403	△ 644,403
				0	△ 644,403	△ 644,403	△ 644,403
				342,107,397	△ 244,089,213	98,018,184	98,018,184

歳 出	保 険 給 付 費	237,844,639	△	139,133,338	98,711,301
	退 職 者 給 付 拠 出 金	151,048		0	151,048
	事業運営安定資金へ繰入	0	△	579,517	△
	諸 支 出 金	0	△	264,648	△
		237,995,687	△	139,977,503	98,018,184
児 童 手 当 勘 定	歳 出 補 正 額	0	△	36,876	△
入	他 会 計 よ り 受 入	0	△	36,876	△
歳 務 勘 定	一 般 会 計 よ り 受 入	0	△	36,876	△
出	業 務 取 扱 費	0	△	36,876	△
入	他 会 計 よ り 受 入	318,455	△	1,796,783	△
	一 般 会 計 よ り 受 入	318,455	△	1,796,783	△
	児 童 手 当 収 入	0	△	26,121	△
	児 童 手 当 収 入	0	△	26,121	△
	補 正 額	318,455	△	1,822,904	△
歳 出	業 務 取 扱 費	318,455	△	1,569,642	△
	施 設 整 備 費	0	△	253,262	△
	補 正 額	318,455	△	1,822,904	△
船 員 保 険	歳 出 補 正 額	0	△	375,982	△
入	保 険 収 入	0	△	375,982	△
	一 般 会 計 よ り 受 入	0	△	375,982	△
	前 年 度 剩 余 金 受 入	330,181		0	330,181
	前 年 度 剩 余 金 受 入	330,181		0	330,181
歳 入 補 正 額	業 務 取 扱 費	330,181	△	375,982	△
	補 正 額	0	△	76,335	△
国 立 病 院 勘 定					

[illegible]

運 輸 省	国営土地改良事業	入 歳	歳 出 補 正 額	治 山 事 業 工 事 諸 費	253,539	△	48,345	205,194
					1,033,378	△	48,345	985,033
					23,918,715	△	73,462	23,845,253
					23,918,715	△	73,462	23,845,253
					5,200,000	0	0	5,200,000
					5,200,000	△	0	5,200,000
					0	△	612	△
					0	△	612	△
					0	△	612	612
					29,118,715	△	74,074	29,044,641
運 輸 省	自動車損害賠償責任再保険 入 歳	出 歳	歳 出 補 正 額	土 地 改 良 事 業 費	19,598,685	0	0	19,598,685
					7,889,007	0	0	7,889,007
					669,852	0	0	669,852
					499,931	0	0	499,931
					406,777	0	0	406,777
					4,463	△	90,830	△
					66,756	0	0	66,756
					29,135,471	△	90,830	29,044,641
					80,843,472	0	0	80,843,472
					80,843,472	0	0	80,843,472
運 輸 省	港 湾 整 備 勘 定 入 歳	他 会 計 よ り 受 入	一 般 会 計 よ り 受 入	他 会 計 よ り 受 入	518,060	△	23,845	494,215
					518,060	△	23,845	494,215
					80,843,472	0	0	80,843,472
					80,843,472	0	0	80,843,472
					518,060	△	23,845	494,215
					518,060	△	23,845	494,215
					80,843,472	0	0	80,843,472
					80,843,472	0	0	80,843,472
					518,060	△	23,845	494,215
					518,060	△	23,845	494,215

歳 出	他 勘 定 よ り 受 入	特定港湾施設工事勘定より受 入	0	△	2,278	△	2,278	
			0	△	2,278	△	2,278	2,278
歳 入	港 湾 管 理 者 工 事 費 負 担 金 収 入	港 湾 管 理 者 工 事 費 負 担 金 収 入	0	△	15,882	△	15,882	15,882
			0	△	15,882	△	15,882	15,882
歳 入 補 正 額	港 湾 事 業 等 工 事 諸 費	港 湾 事 業 等 工 事 諸 費	518,060	△	42,005		476,055	
			500,000		0		500,000	500,000
歳 出 補 正 額	港 湾 管 理 者 工 事 費 負 担 金 収 入	港 湾 管 理 者 工 事 費 負 担 金 収 入	18,060	△	42,005	△	23,945	23,945
			518,060	△	42,005		476,055	476,055
特定港湾施設工事勘定 歳 入	他 会 計 よ り 受 入	一 般 会 計 よ り 受 入	0	△	306	△	306	306
			0	△	306	△	306	306
港 湾 管 理 者 工 事 費 負 担 金 収 入	港 湾 管 理 者 工 事 費 負 担 金 収 入	港 湾 管 理 者 工 事 費 負 担 金 収 入	0	△	749	△	749	749
			0	△	749	△	749	749
受 益 者 工 事 費 負 担 金 収 入	受 益 者 工 事 費 負 担 金 収 入	受 益 者 工 事 費 負 担 金 収 入	0	△	1,223	△	1,223	1,223
			0	△	1,223	△	1,223	1,223
歳 入 補 正 額	工 事 諸 費 港 湾 整 備 勘 定 へ 繰 入	工 事 諸 費 港 湾 整 備 勘 定 へ 繰 入	0	△	2,278	△	2,278	2,278
			0	△	2,278	△	2,278	2,278
歳 出 補 正 額	他 会 計 よ り 受 入	一 般 会 計 よ り 受 入	0	△	4,969	△	4,969	4,969
			0	△	4,969	△	4,969	4,969
歳 入 補 正 額	業 務 取 扱 費	業 務 取 扱 費	0	△	4,969	△	4,969	4,969
			0	△	4,969	△	4,969	4,969
歳 出 補 正 額	他 会 計 よ り 受 入	一 般 会 計 よ り 受 入	0	△	66,760	△	66,760	66,760
			0	△	66,760	△	66,760	66,760
歳 入 補 正 額	地 方 公 共 団 体 工 事 費 負 担 金 収 入	地 方 公 共 団 体 工 事 費 負 担 金 収 入	0	△	959	△	959	959
			0	△	959	△	959	959
歳 入 補 正 額	地 方 公 共 団 体 工 事 費 負 担 金 収 入	地 方 公 共 団 体 工 事 費 負 担 金 収 入	0	△	67,719	△	67,719	67,719
			0	△	67,719	△	67,719	67,719

労働省	労働保険	出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
		空港等整備事業工事諸費	0	△	67,719	△	67,719	
		一般会計より受入	128,893,429	0	0	128,893,429		
		積立金より受入	0	△	83,612,774	△	83,612,774	
		積立金より受入	0	△	83,612,774	△	83,612,774	
		歳入	128,893,429	△	83,612,774	△	45,280,655	
		歳出	48,305,933	0	0	48,305,933		
		失業等給付費	0	△	2,852,908	△	2,852,908	
		業務取扱費	0	△	172,370	△	172,370	
		施設整備費	48,305,933	△	3,025,278	△	45,280,655	
		歳出	48,305,933	△	3,025,278	△	45,280,655	
		一般会計より受入	84,312,942	△	293,347	△	84,019,595	
		一般会計より受入	84,312,942	△	293,347	△	84,019,595	
		地方公共団体工事費負担金収入	30,502,000	△	163,721	△	30,338,279	
		地方公共団体工事費負担金収入	30,502,000	△	163,721	△	30,338,279	
		歳入	114,814,942	△	457,068	△	114,357,874	
		歳出	63,599,260	0	0	63,599,260		
		道路事業費	37,183,953	0	0	37,183,953		
		北海道道路事業費	13,807,000	0	0	13,807,000		
		沖縄道路事業費	219,989	0	0	219,989		
		道路事業工事諸費	4,740	△	447,062	△	442,322	
		道路事業工事諸費	0	△	10,006	△	10,006	
		歳出	114,814,942	△	457,068	△	114,357,874	

水 勘 定	水 勘 入	水 勘 出	治 水 勘 入	治 水 勘 出
他 会 計 よ り 受 入	11,199,064	△	791,081	10,407,983
一 般 会 計 よ り 受 入	11,199,064	△	791,081	10,407,983
他 勘 定 よ り 受 入	0	△	294,049	294,049
特定多目的ダム建設工事勘定より受入	0	△	294,049	294,049
地方公共団体工事費負担金収入	3,143,333	△	364,968	2,778,365
電気事業者等工事費負担金収入	3,143,333	△	364,968	2,778,365
電気事業者等工事費負担金収入	0	△	37,158	37,158
電気事業者等工事費負担金収入	0	△	37,158	37,158
補 正 額	14,342,397	△	1,487,256	12,855,141
河 川 事 業 費	1,967,882	△	0	1,967,882
河 川 総 合 開 発 事 業 費	827,410	△	0	827,410
砂 防 事 業 費	10,482,573	△	0	10,482,573
治 水 事 業 工 事 諸 費	1,064,532	△	1,473,740	409,208
事 務 費	0	△	13,516	13,516
補 正 額	14,342,397	△	1,487,256	12,855,141
他 会 計 よ り 受 入	0	△	170,729	170,729
一 般 会 計 よ り 受 入	0	△	170,729	170,729
地方公共団体工事費負担金収入	0	△	56,354	56,354
電気事業者等工事費負担金収入	0	△	56,354	56,354
電気事業者等工事費負担金収入	0	△	66,966	66,966
電気事業者等工事費負担金収入	0	△	66,966	66,966
補 正 額	0	△	294,049	294,049
工事諸費等治水勘定へ繰入	0	△	294,049	294,049

丁号 国庫債務負担行為補正

所 管	特 別 会 計	事 項	限 度 (千円)	行 為 年 度	国庫の負担 となる年度	事 由
農 林 水 産 省	国 有 林 野 事 業 治 山 勘 定	直 轄 治 山 事 業	693,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	鬼怒川1地区はか12地区の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するため 青森営林局ほか7 営林局の国有林野内の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するため 磐井川1地区ほか7 地区の地すべり防止工事には、多くの日数を要するため 治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 地すべり防止事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 石狩川1地区及び尻別川1地区の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するため 北海道営林局の国有林野内の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するため 治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国有林野内直轄治山事業	2,482,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	
		直轄地すべり防止事業	627,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	
		治 山 事 業 費 補 助	9,011,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	
		地すべり防止事業費補助	1,351,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	
		北海道直轄治山事業	121,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	
		北海道国有林野内直轄治山事業	1,720,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	
		北海道治山事業費補助	1,470,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	
		離島治山事業費補助	139,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	
		沖縄治山事業費補助	170,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	
国営土地改良事業	国営かんがい排水事業 盛岡南部農業水利事業 大崎農業水利事業 岩木川左岸(一期)農業水利事業	国営かんがい排水事業				
		盛岡南部農業水利事業	140,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	
		大崎農業水利事業	120,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	
		岩木川左岸(一期)農業水利事業	300,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	

亘理・山元農業水利事業	50,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	亘理・山元農業水利事業には、多くの日数を要するため
旧迫川農業水利事業	50,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	旧迫川農業水利事業には、多くの日数を要するため
利根中央農業水利事業				
既 定	540,000	平成 9 年 度	平成 9 年 度 以降 3 箇年度以内	利根中央農業水利事業には、多くの日数を要するため
追 加	250,000	同	平成 10 年 度	
改 定	790,000	—	—	安曇野農業水利事業には、多くの日数を要するため
安曇野農業水利事業	200,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	
阿賀野川右岸農業水利事業	520,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	阿賀野川右岸農業水利事業には、多くの日数を要するため
豊川総合用水農業水利事業				
既 定	216,563	平成 9 年 度	平成 9 年 度 及び 平成 10 年 度	豊川総合用水農業水利事業には、多くの日数を要するため
追 加	80,000	同	平成 10 年 度	
改 定	296,563	—	—	新矢作川用水農業水利事業には、多くの日数を要するため
新矢作川用水農業水利事業	350,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	
宮川用水第二期農業水利事業	290,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	宮川用水第二期農業水利事業には、多くの日数を要するため
東伯農業水利事業				
既 定	6,000,000	平成 9 年 度	平成 9 年 度 以降 4 箇年度以内	
追 加	120,000	同	平成 10 年 度	東伯農業水利事業には、多くの日数を要するため
改 定	6,120,000	—	—	
都城盆地農業水利事業				
既 定	2,850,000	平成 9 年 度	平成 9 年 度 以降 4 箇年度以内	

追 改 定	70,000 2,920,000	同 —	平成 10 年 度 —	都城盆地農業水利事業には、多くの日数を要するため
国宮総合農地防災事業				
射水郷農地防災事業				
既 定	600,000	平成 9 年 度	平成 9 年度及び平成 10 年度	射水郷農地防災事業には、多くの日数を要するため
追 加 改 定	50,000 650,000	同 —	平成 10 年 度 —	白根郷農地防災事業には、多くの日数を要するため
白根郷農地防災事業	160,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	加賀三湖周辺農地防災事業には、多くの日数を要するため
加賀三湖周辺農地 防災事業	240,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	
国宮農用地再編開発 事業				
藤沢開拓建設事業	800,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	藤沢開拓建設事業には、多くの日数を要するため
八戸平原開拓建設 事業				
既 定	215,000	平成 9 年 度	平成 9 年度及び平成 10 年度	八戸平原開拓建設事業には、多くの日数を要するため
追 加 改 定	200,000 415,000	同 —	平成 10 年 度 —	婦恋開拓建設事業には、多くの日数を要するため
婦恋開拓建設事業	300,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	
飛騨東部第一開拓 建設事業				
既 定	1,500,000	平成 9 年 度	平成 9 年度以降 3 箇年度以内	飛騨東部第一開拓建設事業には、多くの日数を要するため
追 加 改 定	400,000 1,900,000	同 —	平成 10 年 度 —	五条吉野開拓建設事業には、多くの日数を要するため
五条吉野開拓建設 事業	200,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	

大和高原北部開拓建設事業	450,000	平成 9 年度	平成 10 年度	大和高原北部開拓建設事業には、多くの日数を要するため
丹後東部開拓建設事業	350,000	平成 9 年度	平成 10 年度	丹後東部開拓建設事業には、多くの日数を要するため
丹後西部開拓建設事業	200,000	平成 9 年度	平成 10 年度	丹後西部開拓建設事業には、多くの日数を要するため
大山山麓開拓建設事業	300,000	平成 9 年度	平成 10 年度	大山山麓開拓建設事業には、多くの日数を要するため
北海道国宮かんがい排水事業				
雨竜川中央農業水利事業	570,000	平成 9 年度	平成 9 年度及び平成 10 年度	雨竜川中央農業水利事業には、多くの日数を要するため
追 加 改 定	659,000	同	平成 10 年度	
北空知農業水利事業	1,229,000	—	—	
既 定	1,300,000	平成 9 年度	平成 9 年度及び平成 10 年度	北空知農業水利事業には、多くの日数を要するため
追 加 改 定	520,000	同	平成 10 年度	
音江山農業水利事業	100,000	平成 9 年度	平成 10 年度	音江山農業水利事業には、多くの日数を要するため
空知中央農業水利事業	990,000	平成 9 年度	平成 10 年度	空知中央農業水利事業には、多くの日数を要するため
道央農業水利事業	770,000	平成 9 年度	平成 10 年度	道央農業水利事業には、多くの日数を要するため
篠津中央農業水利事業	590,000	平成 9 年度	平成 9 年度及び平成 10 年度	篠津中央農業水利事業には、多くの日数を要するため
追 加 改 定	670,000	同	平成 10 年度	
既 定	1,260,000	—	—	

樺戸農業水利事業 樺戸(二期)農業水利事業 新雨竜(一期)農業水利事業 芦別北部農業水利事業 当別農業水利事業 新雨竜(二期)農業水利事業 北後志農業水利事業	200,000 100,000 550,000 100,000 110,000 80,000	平成 9 年度 平成 9 年度 平成 9 年度 平成 9 年度 平成 9 年度 平成 9 年度	平成 10 年度 平成 10 年度 平成 10 年度 平成 10 年度 平成 10 年度 平成 10 年度	樺戸農業水利事業には、多くの日数を要するため 樺戸(二期)農業水利事業には、多くの日数を要するため 新雨竜(一期)農業水利事業には、多くの日数を要するため 芦別北部農業水利事業には、多くの日数を要するため 当別農業水利事業には、多くの日数を要するため 新雨竜(二期)農業水利事業には、多くの日数を要するため
既定 追 加 改 定	3,200,000 100,000 3,300,000	平成 9 年度 同 —	平成 9 年度以 降3箇年度以内 平成 10 年度 —	北後志農業水利事業には、多くの日数を要するため 厚沢部川農業水利事業には、多くの日数を要するため 渡島中央農業水利事業には、多くの日数を要するため 利別川(一期)農業水利事業には、多くの日数を要するため 静内農業水利事業には、多くの日数を要するため 東郷農業水利事業には、多くの日数を要するため 忠別農業水利事業には、多くの日数を要するため トラヌイ農業水利事業には、多くの日数を要するため 空知川右岸(一期)農業水利事業には、多くの日数を要するため 空知川右岸(二期)農業水利事業には、多くの日数を要するため 苫前農業水利事業には、多くの日数を要するため 苫前(二期)農業水利事業には、多くの日数を要するため
厚沢部川農業水利事業 渡島中央農業水利事業 利別川(一期)農業水利事業 静内農業水利事業 東郷農業水利事業 忠別農業水利事業 トラヌイ農業水利事業 空知川右岸(一期)農業水利事業 空知川右岸(二期)農業水利事業 苫前農業水利事業 苫前(二期)農業水利事業	270,000 50,000 200,000 270,000 300,000 450,000 100,000 500,000 150,000 950,000 700,000	平成 9 年度 平成 9 年度 平成 9 年度 平成 9 年度 平成 9 年度 平成 9 年度 平成 9 年度 平成 9 年度 平成 9 年度 平成 9 年度 平成 9 年度	平成 10 年度 平成 10 年度 平成 10 年度 平成 10 年度 平成 10 年度 平成 10 年度 平成 10 年度 平成 10 年度 平成 10 年度 平成 10 年度 平成 10 年度	

雄信内農業水利事業	130,000	平成 9 年度	平成 10 年度	雄信内農業水利事業には、多くの日数を要するため
稚内西部農業水利事業	260,000	平成 9 年度	平成 10 年度	稚内西部農業水利事業には、多くの日数を要するため
兜農業水利事業	260,000	平成 9 年度	平成 10 年度	兜農業水利事業には、多くの日数を要するため
網走川下流農業水利事業	600,000	平成 9 年度	平成 10 年度	網走川下流農業水利事業には、多くの日数を要するため
北斗農業水利事業	180,000	平成 9 年度	平成 10 年度	北斗農業水利事業には、多くの日数を要するため
コムケ農業水利事業	100,000	平成 9 年度	平成 10 年度	コムケ農業水利事業には、多くの日数を要するため
芽室農業水利事業	800,000	平成 9 年度	平成 10 年度	芽室農業水利事業には、多くの日数を要するため
佐幌農業水利事業	600,000	平成 9 年度	平成 10 年度	佐幌農業水利事業には、多くの日数を要するため
広野農業水利事業	610,000	平成 9 年度	平成 10 年度	広野農業水利事業には、多くの日数を要するため
大和農業水利事業	300,000	平成 9 年度	平成 10 年度	大和農業水利事業には、多くの日数を要するため
東豊似農業水利事業	250,000	平成 9 年度	平成 10 年度	東豊似農業水利事業には、多くの日数を要するため
美蔓(一期)農業水利事業	200,000	平成 9 年度	平成 10 年度	美蔓(一期)農業水利事業には、多くの日数を要するため
札内川第一(二期)農業水利事業	100,000	平成 9 年度	平成 10 年度	札内川第一(二期)農業水利事業には、多くの日数を要するため
畑地帯総合土地改良パイロット事業				
しろがね農業水利事業	1,400,000	平成 9 年度	平成 10 年度	しろがね農業水利事業には、多くの日数を要するため
小清水農業水利事業	980,000	平成 9 年度	平成 10 年度	小清水農業水利事業には、多くの日数を要するため
西網走農業水利事業	340,000	平成 9 年度	平成 10 年度	西網走農業水利事業には、多くの日数を要するため
斜網西部農業水利事業	535,000	平成 9 年度	平成 10 年度	斜網西部農業水利事業には、多くの日数を要するため
斜里農業水利事業	500,000	平成 9 年度	平成 10 年度	斜里農業水利事業には、多くの日数を要するため
御影農業水利事業	420,000	平成 9 年度	平成 10 年度	御影農業水利事業には、多くの日数を要するため
北海道国営総合農地防災事業				

頃別中央農地防災事業	140,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	頃別中央農地防災事業には、多くの日数を要するため
北海道国営農用地再編開発事業				
七飯開拓建設事業	250,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	七飯開拓建設事業には、多くの日数を要するため
ユースラップ開拓建設事業	100,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	ユースラップ開拓建設事業には、多くの日数を要するため
新下川開拓建設事業	400,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	新下川開拓建設事業には、多くの日数を要するため
枝幸南部開拓建設事業	360,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	枝幸南部開拓建設事業には、多くの日数を要するため
南天北開拓建設事業	100,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	南天北開拓建設事業には、多くの日数を要するため
滝上開拓建設事業	500,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	滝上開拓建設事業には、多くの日数を要するため
パナクシユベツ開拓建設事業	290,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	パナクシユベツ開拓建設事業には、多くの日数を要するため
千草開拓建設事業	270,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	千草開拓建設事業には、多くの日数を要するため
常盤開拓建設事業	390,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	常盤開拓建設事業には、多くの日数を要するため
生田原川開拓建設事業	300,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	生田原川開拓建設事業には、多くの日数を要するため
豊住開拓建設事業	200,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	豊住開拓建設事業には、多くの日数を要するため
中園開拓建設事業	100,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	中園開拓建設事業には、多くの日数を要するため
士幌開拓建設事業	200,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	士幌開拓建設事業には、多くの日数を要するため
新得開拓建設事業	140,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	新得開拓建設事業には、多くの日数を要するため
機分内開拓建設事業	50,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	機分内開拓建設事業には、多くの日数を要するため
標茶西部開拓建設事業	150,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	標茶西部開拓建設事業には、多くの日数を要するため
トリトウシ開拓建設事業	120,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	トリトウシ開拓建設事業には、多くの日数を要するため
萩野開拓建設事業	110,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	萩野開拓建設事業には、多くの日数を要するため
厚岸西部開拓建設事業	170,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	厚岸西部開拓建設事業には、多くの日数を要するため

運 輸 省	港 湾 整 備 港湾整備助定	離島国営農用地開発事業	100,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	徳之島開拓建設事業には、多くの日数を要するため
		徳之島開拓建設事業				
		沖繩国営かんがい排水事業				
		宮古農業水利事業	150,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	宮古農業水利事業には、多くの日数を要するため
		沖繩本島南部(二期)農業水利事業	50,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	沖繩本島南部(二期)農業水利事業には、多くの日数を要するため
		直轄港湾改修事業				
		既 定	18,275,000	平成 9 年 度	平成 9 年 度以降3箇年度以内	新潟港ほか31港及び関門航路の改修工事には、多くの日数を要するため
		追 加 改 定	21,404,000	同	平成 10 年 度	
		港湾改修事業費補助	39,679,000	—	—	
		既 定	6,855,000	平成 9 年 度	平成 9 年 度及び平成10年度	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		追 加	6,857,700	同	平成 10 年 度	
		改 定	13,712,700	—	—	
		港湾環境整備事業費補助				
		既 定	940,000	平成 9 年 度	平成 9 年 度及び平成10年度	港湾環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		追 加 改 定	3,960,500	同	平成 10 年 度	
			4,900,500	—	—	
		北海道直轄港湾改修事業	18,475,525	平成 9 年 度	平成 10 年 度	室蘭港ほか23港の改修工事には、多くの日数を要するため
		北海道港湾改修事業費補助	487,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

北海道港湾環境整備事業費補助	98,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	港湾環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
離島直轄港湾改修事業	700,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	蔵原港及び名瀬港の改修工事には、多くの日数を要するため
離島港湾改修事業費補助	3,285,800	平成 9 年 度	平成 10 年 度	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
離島港湾環境整備事業費補助	165,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	港湾環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
沖縄直轄港湾改修事業	既 定	平成 9 年 度	平成 9 年度及び平成 10 年度	那覇港ほか 3 港の改修工事には、多くの日数を要するため
追 加 改 定	1,716,000	同	平成 10 年 度	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
沖縄港湾改修事業費補助	7,069,000	—	—	港湾環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
沖縄港湾改修事業費補助	1,209,600	平成 9 年 度	平成 10 年 度	
沖縄港湾環境整備事業費補助	173,200	平成 9 年 度	平成 10 年 度	
空港整備	既 定	平成 9 年 度	平成 9 年度以降 3 箇年度以内	仙台空港ほか 3 空港の整備には、多くの日数を要するため
追 加 改 定	1,482,000	同	平成 10 年 度	
追 加 改 定	24,642,914	—	—	
空港整備事業費補助	133,000	平成 9 年 度	平成 9 年度及び平成 10 年度	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
追 加 改 定	2,510,700	同	平成 10 年 度	
追 加 改 定	2,643,700	—	—	
北海道空港整備				

建設省	道路整備	既定	1,835,000	平成9年度	平成9年度及び平成10年度	函館空港及び釧路空港の整備には、多くの日数を要するため
		追加	1,692,000	同	平成10年度	
		改定	3,527,000	—	—	
		北海道空港整備事業費補助	1,525,800	平成9年度	平成10年度	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		沖縄空港整備事業費補助	379,800	平成9年度	平成10年度	
		直轄道路新設及び改築事業	380,509,000	平成9年度	平成9年度以降5箇年度以内	
		既定	102,343,000	同	平成10年度	一般国道岡山2号川崎高架橋ほか187箇所の新設及び改築工事には、多くの日数を要するため
		追加	482,852,000	—	—	
		改定	15,652,000	平成9年度	平成9年度及び平成10年度	
		直轄道路修繕事業	38,440,000	同	平成10年度	一般国道青森4号青森修繕ほか271箇所の修繕工事には、多くの日数を要するため
		既定	54,092,000	—	—	
		追加	30,706,000	平成9年度	平成9年度以降5箇年度以内	
		改定	65,313,000	同	平成10年度	道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		北海道改修費補助	96,019,000	—	—	
		既定	29,720,000	平成9年度	平成9年度以降5箇年度以内	
		追加	43,562,000	同	平成10年度	道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		改定	73,282,000	—	—	
		追追加				
		追改				
		追改				

直轄道路雪寒地域道路交通確保事業	既定	160,000	平成 9 年度	平成 9 年度及び平成 10 年度	一般国道岐阜 21 号関ヶ原防雪はか 9 箇所、雪寒工事には、多くの日数を要するため
追 加	792,000	同	平成 10 年度		
改 定	952,000	—	—		
直轄道路交通安全施設等整備事業	既定	12,052,000	平成 9 年度	平成 9 年度以降 3 箇年度以内	一般国道静岡 1 号桑原視距改良はか 55 箇所の交通安全施設等整備工事には、多くの日数を要するため
追 加	6,456,000	同	平成 10 年度		
改 定	18,508,000	—	—		
交通安全施設等整備事業費補助	既定	6,887,000	平成 9 年度	平成 9 年度以降 5 箇年度以内	交通安全施設等整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 加	817,000	同	平成 10 年度		
改 定	7,704,000	—	—		
北海道直轄道路新設及び改築事業	既定	33,310,000	平成 9 年度	平成 9 年度以降 5 箇年度以内	一般国道 5 号長万部橋はか 76 箇所及び道道北見白糠線冷泉 2 号橋はか 20 箇所の新設及び改築工事には、多くの日数を要するため
追 加	70,175,000	同	平成 10 年度		
改 定	103,485,000	—	—		
北海道直轄道路修繕事業	既定	2,240,000	平成 9 年度	平成 9 年度及び平成 10 年度	一般国道 5 号盤の沢修繕はか 73 箇所の修繕工事には、多くの日数を要するため
追 加	7,760,000	同	平成 10 年度		
改 定	10,000,000	—	—		

北海道地方道改修費補助	既定	6,050,000	平成9年度	平成9年度以降3箇年度以内	道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 一般国道40号名寄流雪溝ほか2箇所の雪寒工事には、多くの日数を要するため
	追加	14,930,000	同	平成10年度	
	改定	20,980,000	—	—	
	北海道直轄道路雪寒地域道路交通確保事業				
		620,000	平成9年度	平成10年度	
北海道直轄道路交通安全施設等整備事業					
	既定	1,300,000	平成9年度	平成9年度及び平成10年度	一般国道5号桜町自転車歩行者道ほか4箇所の交通安全施設等整備工事には、多くの日数を要するため
	追加	600,000	同	平成10年度	
	改定	1,900,000	—	—	
土地区画整理事業費補助					
	既定	5,100,000	平成9年度	平成10年度以降4箇年度以内	土地区画整理事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追加	13,748,000	同	平成10年度	
	改定	18,848,000	—	—	
街路事業費補助					
	既定	13,884,000	平成9年度	平成9年度以降5箇年度以内	街路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追加	42,259,000	同	平成10年度	
	改定	56,143,000	—	—	
北海道土地区画整理事業費補助					
		1,171,000	平成9年度	平成10年度	
北海道街路事業費補助					
		7,682,000	平成9年度	平成10年度	

離島道路事業費補助	既定	1,590,000	平成 9 年度	平成 9 年度以降 3 箇年度以内	道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追加	8,177,000	同	平成 10 年度	
	改定	9,767,000	—	—	
離島街路事業費補助	既定	275,000	平成 9 年度	平成 10 年度	街路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追加				
	改定				
沖縄直轄道路新設及び改築事業	既定	2,500,000	平成 9 年度	平成 10 年度以降 4 箇年度以内	一般国道58号牧港橋ほか 8 箇所の新設及び改築工事には、多くの日数を要するため
	追加	3,840,000	同	平成 10 年度	
	改定	6,340,000	—	—	
沖縄直轄道路修繕事業	既定	560,000	平成 9 年度	平成 10 年度	一般国道58号名護修繕ほか 4 箇所の修繕工事には、多くの日数を要するため
	追加				
	改定				
沖縄一般国道改修費補助	既定	5,400,000	平成 9 年度	平成 10 年度以降 4 箇年度以内	道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追加	1,080,000	同	平成 10 年度	
	改定	6,480,000	—	—	
沖縄地方道改修費補助	既定	3,168,000	平成 9 年度	平成 9 年度及び平成 10 年度	道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追加	2,006,000	同	平成 10 年度	
	改定	5,174,000	—	—	
沖縄土地区画整理事業費補助	既定	405,000	平成 9 年度	平成 10 年度	土地区画整理事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追加				
	改定				

水 治 水 勘 定	沖繩街路事業費補助	1,170,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	
直轄河川改修事業	既 定	128,460,000	平成 9 年 度	平成 9 年 度 以 降 5 箇年度以内	街路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追 加	36,014,055	同	平成 10 年 度	
	改 定	164,474,055	—	—	
	直轄河川激甚災害対策特別緊急事業				
直轄河川環境整備事業	既 定	890,000	平成 9 年 度	平成 9 年 度 及 び平成 10 年 度	阿武隈川ほか77河川の改修工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	追 加	210,000	同	平成 10 年 度	
	改 定	1,100,000	—	—	
	直轄河川環境整備事業				
直轄消流雪用水導入事業	既 定	6,010,000	平成 9 年 度	平成 9 年 度 以 降 3 箇年度以内	坂川及び五ヶ瀬川の激甚災害対策特別緊急工事並びにこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	追 加	3,173,000	同	平成 10 年 度	
	改 定	9,183,000	—	—	
	直轄消流雪用水導入事業	350,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	
河川改修費補助	既 定	6,220,200	平成 9 年 度	平成 9 年 度 以 降 5 箇年度以内	北上川ほか5河川の浄化事業及び阿武隈川ほか23河川の河道整備事業には、多くの日数を要するため
	追 加	10,468,500	同	平成 10 年 度	
	改 定	16,688,700	—	—	
	都市河川改修費補助				
既 定	既 定	19,753,440	平成 9 年 度	平成 9 年 度 以 降 5 箇年度以内	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	既 定				

追 加 改 定	16,691,500 36,444,940	同 —	平成 10 年度 —	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
床上浸水対策特別緊急事業費補助				
既 定	6,655,000	平成 9 年度	平成 9 年度以降 5 箇年度以内	床上浸水対策特別緊急事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 加 改 定	1,394,000 8,049,000	同 —	平成 10 年度 —	河川激甚災害対策特別緊急事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
河川激甚災害対策特別緊急事業費補助	550,000	平成 9 年度	平成 10 年度	
準用河川改修費補助				
既 定	267,400	平成 9 年度	平成 9 年度及び平成 10 年度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 加 改 定	353,200 620,600	同 —	平成 10 年度 —	
北海道直轄河川改修事業				
既 定	4,670,000	平成 9 年度	平成 9 年度以降 5 箇年度以内	石狩川ほか 13 河川の改修工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
追 加 改 定	23,145,740 27,815,740	同 —	平成 10 年度 —	石狩川の床上浸水対策特別緊急工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
北海道直轄床上浸水対策特別緊急事業	845,000	平成 9 年度	平成 10 年度	石狩川及び網走川の浄化事業並びに石狩川ほか 6 河川の河道整備事業には、多くの日数を要するため
北海道直轄河川環境整備事業	1,005,000	平成 9 年度	平成 10 年度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道河川改修費補助	3,426,800	平成 9 年度	平成 10 年度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道都市河川改修費補助	842,100	平成 9 年度	平成 10 年度	

北海道準用河川改修費補助	98,000	平成 9 年度	平成 10 年度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
離島河川改修費補助	377,000	平成 9 年度	平成 10 年度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
沖繩河川改修費補助				
既 定	2,340,000	平成 9 年度	平成 9 年度以降 5 箇年度以内	
追 加	841,000	同	平成 10 年度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
改 定	3,181,000	—	—	
沖縄都市河川改修費補助	95,000	平成 9 年度	平成 10 年度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
直轄河川総合開発事業				
既 定	550,000	平成 9 年度	平成 9 年度及び平成 10 年度	白川立野ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
追 加	275,000	同	平成 10 年度	
改 定	825,000	—	—	
直轄流況調整河川事業				
既 定	13,855,000	平成 9 年度	平成 9 年度以降 4 箇年度以内	利根川広域導水路及び筑後川佐賀導水路の建設工事には、多くの日数を要するため
追 加	1,750,000	同	平成 10 年度	
改 定	15,605,000	—	—	
河川総合開発事業費補助				
既 定	7,529,000	平成 9 年度	平成 10 年度以降 4 箇年度以内	河川総合開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 加	267,935	同	平成 10 年度	
改 定	7,796,935	—	—	

北海道河川総合開発 事業費補助	既定	3,822,000	平成 9 年 度	平成10年度以 降4箇年度以内	河川総合開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あ らかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
	追 加 改	261,250	同	平成 10 年 度	
		4,083,250	—	—	
	直轄砂防事業				最上川水系はか23水系の砂防工事及びこれらに附帯する工事には、 多くの日数を要するため
	既定	21,470,000	平成 9 年 度	平成 9 年 度 以 降5箇年度以内	
	追 加 改	7,040,000	同	平成 10 年 度	
		28,510,000	—	—	最上川豊牧地区ほか3地区の地すべり対策工事には、多くの日数を 要するため
	直轄地すべり対策事業				
	既定	720,000	平成 9 年 度	平成 9 年 度 以 降3箇年度以内	
	追 加 改	415,000	同	平成 10 年 度	砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ その事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		1,135,000	—	—	
	砂防事業費補助				
地すべり対策事業費 補助	既定	3,111,500	平成 9 年 度	平成 9 年 度 以 降3箇年度以内	地すべり対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あ らかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
	追 加 改	11,401,400	同	平成 10 年 度	
		14,512,900	—	—	
	既定	308,000	平成 9 年 度	平成 9 年 度 以 降3箇年度以内	
	追 加 改	1,449,250	同	平成 10 年 度	
		1,757,250	—	—	

北海道直轄砂防事業	既定	600,000	平成9年度	平成10年度以降4箇年度以内	石狩川水系及び十勝川水系の砂防工事並びにこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	追加	835,000	同	平成10年度	
	改定	1,435,000	—	—	
北海道砂防事業費補助		1,290,500	平成9年度	平成10年度	砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道地すべり対策事業費補助		40,000	平成9年度	平成10年度	地すべり対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
離島砂防事業費補助		147,500	平成9年度	平成10年度	砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
離島地すべり対策事業費補助		20,000	平成9年度	平成10年度	地すべり対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
沖縄砂防事業費補助		72,000	平成9年度	平成10年度	砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
沖縄地すべり対策事業費補助		50,000	平成9年度	平成10年度	地すべり対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
特定多目的ダム建設工事助定	多目的ダム建設事業				
	紀の川大滝ダム建設工事				
	既定	51,980,000	平成9年度	平成9年度以降4箇年度以内	
	追加	3,300,000	同	平成10年度	紀の川大滝ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	改定	55,280,000	—	—	
	球磨川川辺川ダム建設工事				
	既定	7,260,600	平成9年度	平成9年度以降3箇年度以内	

追 改	加 定	1,900,000 9,160,600	同 —	平成 10 年 度 —	球磨川川辺川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの 日数を要するため
利根川ハッ場ダム 建設工事	定	13,139,500	平成 9 年 度	平成 9 年 度 以 降 5 箇年度以内	
追 改	加 定	2,900,000 16,039,500	同 —	平成 10 年 度 —	利根川ハッ場ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの 日数を要するため
菊池川竜門ダム建 設工事	定	4,825,000	平成 9 年 度	平成 9 年 度 以 降 4 箇年度以内	
追 改	加 定	967,696 5,792,696	同 —	平成 10 年 度 —	菊池川竜門ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日 数を要するため
大井川辰島ダム建 設工事	定	3,340,000	平成 9 年 度	平成 9 年 度 以 降 3 箇年度以内	
追 改	加 定	68,000 3,408,000	同 —	平成 10 年 度 —	大井川辰島ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日 数を要するため
太田川温井ダム建 設工事	定	2,360,000	平成 9 年 度	平成 9 年 度 以 降 3 箇年度以内	
追 改	加 定	1,179,985 3,539,985	同 —	平成 10 年 度 —	太田川温井ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日 数を要するため
黒部川宇奈月ダム 建設工事	定	3,024,000	平成 9 年 度	平成 9 年 度 以 降 4 箇年度以内	
追	加	550,000	同	平成 10 年 度	黒部川宇奈月ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの 日数を要するため

官 報 (号 外)

改定	3,574,000	—	—	
吉井川苦田ダム建設工事				
既定	4,500,000	平成9年度	平成9年度以降5箇年度以内	吉井川苦田ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
追加	3,800,000	同	平成10年度	
改定	8,300,000	—	—	
利根川湯西川ダム建設工事				
既定	6,461,000	平成9年度	平成9年度以降5箇年度以内	利根川湯西川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
追加	1,100,000	同	平成10年度	
改定	7,561,000	—	—	
米代川森吉山ダム建設工事				
既定	340,000	平成9年度	平成9年度及び平成10年度	米代川森吉山ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
追加	600,000	同	平成10年度	
改定	940,000	—	—	
木曾川新丸山ダム建設工事				
既定	300,000	平成9年度	平成10年度及び平成11年度	木曾川新丸山ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
追加	500,000	同	平成10年度	
改定	800,000	—	—	
神戸川志津見ダム建設工事				
既定	1,450,000	平成9年度	平成9年度及び平成10年度	神戸川志津見ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
追加	1,000,000	同	平成10年度	
改定	2,450,000	—	—	

紀の川紀の川大堰 建設工事	既 定	7,697,000	平 成 9 年 度	平成 9 年 度 以 降 3 箇年度以内	紀の川紀の川大堰の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの 日数を要するため
	追 加 改 定	370,976	同	平 成 10 年 度	
天竜川三峰川総合 開発建設工事	既 定	253,000	平 成 9 年 度	平成 9 年 度 及 び平成 10 年 度	天竜川三峰川総合開発の建設工事及びこれに附帯する工事には、多 くの日数を要するため
	追 加 改 定	400,000 653,000	同	平 成 10 年 度	
江の川灰塚ダム建 設工事	既 定	3,000,000	平 成 9 年 度	平成 10 年 度 以 降 4 箇年度以内	江の川灰塚ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日 数を要するため
	追 加 改 定	2,000,000 5,000,000	同	平 成 10 年 度	
嘉瀬川嘉瀬川ダム 建設工事	既 定	10,000,000	平 成 9 年 度	平成 10 年 度 以 降 4 箇年度以内	嘉瀬川嘉瀬川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの 日数を要するため
	追 加 改 定	900,000 10,900,000	同	平 成 10 年 度	
九頭竜川鳴鹿大堰 建設工事	既 定	2,249,000	平 成 9 年 度	平成 9 年 度 以 降 3 箇年度以内	九頭竜川鳴鹿大堰の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの 日数を要するため
	追 加 改 定	280,000 2,529,000	同	平 成 10 年 度	
斐伊川尾原ダム建 設工事	既 定				
	追 加 改 定				

既 定	13,000,000	平成 9 年 度	平成10年度以 降4箇年度以内	斐伊川尾原ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日 数を要するため
追 加 改 定	100,000 13,100,000	同 —	平成 10 年 度 —	
北海道多目的ダム建 設事業 石狩川滝里ダム建 設工事				
既 定	8,896,000	平成 9 年 度	平成 9 年 度 以 降3箇年度以内	石狩川滝里ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日 数を要するため
追 加 改 定	2,000,000 10,896,000	同 —	平成 10 年 度 —	
十勝川札内川ダム 建設工事	1,900,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	十勝川札内川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの 日数を要するため
留萌川留萌ダム建 設工事	170,000	平成 9 年 度	平成 10 年 度	留萌川留萌ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日 数を要するため
沖縄多目的ダム建設 事業 羽地大川羽地ダム 建設工事				
既 定	2,400,000	平成 9 年 度	平成 9 年 度 以 降3箇年度以内	羽地大川羽地ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの 日数を要するため
追 加 改 定	500,000 2,900,000	同 —	平成 10 年 度 —	
沖縄北西部河川総 合開発建設工事				
既 定	1,200,000	平成 9 年 度	平成 9 年 度 以 降3箇年度以内	沖縄北西部河川総合開発の建設工事及びこれに附帯する工事には、 多くの日数を要するため
追 加 改 定	1,000,000 2,200,000	同 —	平成 10 年 度 —	

平成九年度特別会計補正予算(特第1号)に関する報告書

補正予算の要旨

本補正予算は、一般会計予算補正等に関連して、国債整理基金特別会計、道路整備特別会計等十八特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

なお、国有林野事業特別会計等六特別会計においては、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

主な特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

1 国債整理基金特別会計

当初	歳入(百万円)	歳出(百万円)
補正	七七、七二二、九八二	七三、二二一、九八二
追加		
修正減少	二五〇、六六五	二五〇、九二四
差引	七七一、一一〇	七七一、三六八
計	五二〇、四四五	五二〇、四四五
追加	七七、一九二、五三七	七二、六九二、五三七

2 厚生保険特別会計

当初	歳入(百万円)	歳出(百万円)
補正	八、六九〇、四四一	八、六九〇、四四一
追加		
修正減少	三四二、一〇七	二二七、九六六
差引	二四四、〇八九	一三九、九七八
計	九八、〇一八	九八、〇一八
追加	八、七八八、四六〇	八、七八八、四六〇

(1) 健康勘定

当初	歳入(百万円)	歳出(百万円)
補正	八、六九〇、四四一	八、六九〇、四四一
追加		
修正減少	三四二、一〇七	二二七、九六六
差引	二四四、〇八九	一三九、九七八
計	九八、〇一八	九八、〇一八
追加	八、七八八、四六〇	八、七八八、四六〇

(2) 児童手当勘定

当初	歳入(百万円)	歳出(百万円)
補正	一七七、七七八	一七七、七七八
追加		
修正減少	〇	〇
差引	三七	三七
計	一七七、七四二	一七七、七四二
追加	三七	三七

(3) 業務勘定

当初	歳入(百万円)	歳出(百万円)
補正	七四一、〇四〇	七四一、〇四〇
追加		
修正減少	三七	三七
差引	一七七、七四二	一七七、七四二
計	七四一、〇四〇	七四一、〇四〇
追加	三七	三七

計

当初	歳入(百万円)	歳出(百万円)
補正	七四一、〇四〇	七四一、〇四〇
追加		
修正減少	三七	三七
差引	一七七、七四二	一七七、七四二
計	七四一、〇四〇	七四一、〇四〇
追加	三七	三七

3 国立病院特別会計

(1) 病院勘定

当初	歳入(百万円)	歳出(百万円)
補正	六二九、八四二	六二九、八四二
追加		
修正減少	〇	〇
差引	一、四五八	一、四五八
計	六二八、三八四	六二八、三八四
追加	一、四五八	一、四五八

(2) 療養所勘定

当初	歳入(百万円)	歳出(百万円)
補正	四五七、二三六	四五七、二三六
追加		
修正減少	一〇三	一〇三
差引	一、四五八	一、四五八
計	四五七、二三六	四五七、二三六
追加	一、四五八	一、四五八

4 国有林野事業特別会計

(1) 国有林野事業勘定

当初	歳入(百万円)	歳出(百万円)
補正	五七三、八〇九	五七三、八〇九
追加		
修正減少	二二、〇四三	六、四四三
差引	一五、九三八	三三八
計	五七九、九一四	五七九、九一四
追加	五七九、九一四	五七九、九一四

(2) 治山勘定

当初	歳入(百万円)	歳出(百万円)
補正	二〇六、八八六	二〇六、八八六
追加		
修正減少	一、〇三三	一、〇三三
差引	四八	四八
計	二〇七、八七一	二〇七、八七一
追加	四八	四八

5 国営土地改良事業特別会計

当初	歳入(百万円)	歳出(百万円)
補正	五四五、三二四	五四五、三二四
追加		
修正減少	二九、一一九	二九、一三五
差引	二九、〇四五	二九、〇四五
計	五七四、三五九	五七四、三五九
追加	二九、〇四五	二九、〇四五

計

当初	歳入(百万円)	歳出(百万円)
補正	五四五、三二四	五四五、三二四
追加		
修正減少	二九、一一九	二九、一三五
差引	二九、〇四五	二九、〇四五
計	五七四、三五九	五七四、三五九
追加	二九、〇四五	二九、〇四五

6 自動車損害賠償責任再保険特別会計		歳入(百万円)	歳出(百万円)
保険勘定		二、五六五、四九八	六九二、二三〇
当初			
補正			
追加		八〇、八四三	〇
修正減少		〇	〇
差引		八〇、八四三	〇
計		二、六四六、三四一	六九二、二三〇
7 港湾整備特別会計		歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 港湾整備勘定		四六七、四八三	四六七、四八三
当初			
補正			
追加		五一八	五一八
修正減少		四二	四二
差引		四七六	四七六
計		四六七、四八三	四六七、四八三
(2) 特定港湾施設工事勘定		四六七、九五九	四六七、九五九
当初			
補正			
追加		二四、四五四	二四、四五四
修正減少		〇	〇
差引		二四、四五四	二四、四五四
計		二四、四五四	二四、四五四
8 労働保険特別会計		歳入(百万円)	歳出(百万円)
雇用勘定		三、二六六、六〇九	三、二六六、六〇九
当初			
補正			
追加		二二八、八九三	四八、三〇六
修正減少		八三、六一三	三、〇二五
差引		四四、二八一	四五、二八一
計		三、三一一、八八九	三、三一一、八八九
9 道路整備特別会計		歳入(百万円)	歳出(百万円)
当初		四、二六七、八三五	四、二六七、八三五
補正			
追加		一一四、八一五	一一四、八一五
修正減少		四五七	四五七
差引		一一四、八一五	一一四、八一五
計		一一四、八一五	一一四、八一五
10 治水特別会計		歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 治水勘定		一、四三四、九〇八	一、四三四、九〇八
当初			
補正			
追加		一四、三四二	一四、三四二
修正減少		一、四八七	一、四八七
差引		一二、八五五	一二、八五五
計		一、四四七、七六三	一、四四七、七六三
(2) 特定多目的ダム建設工事勘定		二八九、八九一	二八九、八九一
当初			
補正			
追加		〇	〇
修正減少		二九四	二九四
差引		二九四	二九四
計		二九四	二九四

以上のほかに、登記特別会計、国立学校特別会計、船員保険特別会計、国民年金特別会計、農業共済再保険特別会計、漁船再保険及漁業共済保険特別会計、自動車検査登録特別会計及び空港整備特別会計において、歳入歳出予算の補正を行っている。

また、公共事業等について国庫債務負担行為の追加を行うのは、国有林野事業特別会計、国営土地改良事業特別会計、港湾整備特別会計、空港整備特別会計、道路整備特別会計及び治水特別会計である。

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、民友連及び平和・改革共同提案に係る五島正規君外二名提出並びに自由党の加藤六月君外三名提出の「平成九年度一般会計補正予算(第1号)」、平成九年度特別会計補正予算(特第1号)及び平成九年度政府関係機関補正予算(機第1号)につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」は、いずれも否決された。

右報告する。

平成十年一月二十八日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

予算委員長 松永 光

平成九年度政府関係機関補正予算(機第1号)

右国会に提出する。

平成十年一月十二日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

平成9年度政府関係機関補正予算
予算総則 補正

第1条 次に掲げる各政府関係機関の平成9年度収入支出予算補正は、「甲号収入支出予算補正」に掲げるとおりとする。

国民金融公庫
中小企業金融公庫
北海道東北開発公庫
環境衛生金融公庫

第2条 平成9年度政府関係機関予算総則第2条第1項の各公庫の借入金等の限度額の表中

を	
国民金融公庫	借入金 3,173,000,000千円
を	
国民金融公庫	借入金 3,785,500,000千円
に、	
中小企業金融公庫	借入金 1,382,100,000千円
中小企業金融公庫	借入金 350,300,000千円

中小企業金融公庫	借入金 1,682,100,000千円
中小企業金融公庫	借入金 350,300,000千円
に、	
北海道東北開発公庫	借入金 111,100,000千円
北海道東北開発公庫	借入金 63,100,000千円
を	
北海道東北開発公庫	借入金 131,100,000千円
北海道東北開発公庫	借入金 63,100,000千円
に、	
環境衛生金融公庫	借入金 341,000,000千円
を	
環境衛生金融公庫	借入金 395,000,000千円
に改める。	

甲号 収入支出予算補正

政府関係機関	款	項	補正額		
			追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)
国民金融公庫	事業益金	事業益金	0	△ 63,547,127	△ 63,547,127
		事業益金	0	△ 63,547,127	△ 63,547,127
		事業益金	32,482,000	△ 522,303	31,959,697
		事業益金	32,482,000	0	32,482,000
国民金融公庫	事業益金	事業益金	0	△ 127,000	△ 127,000
		事業益金	0	△ 395,303	△ 395,303
		事業益金	32,482,000	△ 64,069,430	△ 31,587,430
		事業益金	0	△ 33,215,775	△ 33,215,775
中小企業金融公庫	事業益金	事業益金	0	△ 58,059,340	△ 58,059,340

支 出	北海 道 東 北 開 発 公 庫	雑 業 益 金 入	事 業 益 金 入	一 般 会 計 よ り 受 入 運 用 収 入 雑 収 入 補 正 額	0	△ 58,059,340 △ 19,353 0	△ 58,059,340 21,083,647 21,103,000
支 出	北海 道 東 北 開 発 公 庫	雑 業 益 金 入	事 業 益 金 入	一 般 会 計 よ り 受 入 運 用 収 入 雑 収 入 補 正 額	0	△ 58,078,693 △ 25,007,061	△ 36,975,693 △ 25,007,061
支 出	北海 道 東 北 開 発 公 庫	雑 業 益 金 入	事 業 益 金 入	一 般 会 計 よ り 受 入 運 用 収 入 雑 収 入 補 正 額	0	△ 5,470,718 △ 5,470,718	△ 5,464,698 △ 5,464,698
支 出	北海 道 東 北 開 発 公 庫	雑 業 益 金 入	事 業 益 金 入	一 般 会 計 よ り 受 入 運 用 収 入 雑 収 入 補 正 額	0	△ 5,470,718 △ 3,108,680	190,598 △ 3,108,680
支 出	北海 道 東 北 開 発 公 庫	雑 業 益 金 入	事 業 益 金 入	一 般 会 計 よ り 受 入 運 用 収 入 雑 収 入 補 正 額	0	△ 5,698,277 △ 5,698,277	△ 5,698,277 △ 5,698,277
支 出	北海 道 東 北 開 発 公 庫	雑 業 益 金 入	事 業 益 金 入	一 般 会 計 よ り 受 入 運 用 収 入 雑 収 入 補 正 額	0	△ 5,698,277 △ 3,427,174	△ 4,791,699 △ 3,427,174

平成九年度政府関係機関補正予算(機第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、国民金融公庫、中小企業金融公庫、北海道東北開発公庫及び環境衛生金融公庫について、所要の補正措置を講ずるものである。

政府関係機関補正予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

1 国民金融公庫			
当初	収入(百万円)	支出(百万円)	
補正	四〇一、五九四	四二一、〇一八	
追加	三三、四八二	〇	
修正減少	六四、〇六九	三三、二二六	
差引	△ 三一、五八七	△ 三三、二二六	
計	三七〇、〇〇六	三八七、八〇二	
2 中小企業金融公庫			
当初	収入(百万円)	支出(百万円)	
補正	三三三、六二四	三四一、四六六	
追加	二二、一〇三	〇	
修正減少	△ 五八、〇七九	△ 二五、〇〇七	
差引	△ 三六、九七六	△ 二五、〇〇七	
計	二九六、六四九	三二七、四五九	
3 北海道東北開発公庫			
当初	収入(百万円)	支出(百万円)	
補正	六九、三六一	七五、七五八	
追加	五、六六一	〇	
修正減少	△ 五、四七一	△ 三、一〇九	
差引	△ 一九一	△ 三、一〇九	
計	六九、五五二	七二、六四九	

4 環境衛生金融公庫

当初	収入(百万円)	支出(百万円)
補正	五一、三六五	五四、四二七
追加	九〇七	〇
修正減少	△ 五、六九八	△ 三、四二七
差引	△ 四、七九二	△ 三、四二七
計	四六、五七三	五一、〇〇〇

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、民友連及び平和・改革共同提案に係る五島正規君外一名提出並びに自由党の加藤六月君外三名提出の「平成九年度一般会計補正予算(第1号)」、平成九年度特別会計補正予算(特第1号)及び平成九年度政府関係機関補正予算(機第1号)につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議は、いずれも否決された。

右報告する。

平成十年一月二十八日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

予算委員長 松永 光

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十年一月十九日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三条の三の次に次の三條を加える。

(平成十年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の特別減税)

第三条の四 道府県は、平成十年度分の個人の

道府県民税に限り、道府県民税に係る特別減税の額を、所得割の納税義務者の第三十五条及び第三十六条の規定を適用した場合の所得割(第二十四条の五第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。)の額から控除する。

2 前項に規定する道府県民税に係る特別減税の額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額(以下本項及び第四項において「個人の住民税の所得割の額」という。)が八千円(当該納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、八千円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき四千円を加算した金額)を超える場合には八千円(当該納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、八千円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき四千円を加算した金額)に第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額(当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額。第四項において「道府県民税特別減税額」という。)とし、個人の住民税の所得割の額が八千円(当該納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、八千円に

当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき四千円を加算した金額)を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

一 当該納税義務者の第三十五条から第三十七条の二まで、前条第二項並びに附則第五条第一項及び第三項の規定を適用して計算した場合の所得割(第二十四条の五第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。)の額

二 当該納税義務者の第三百十四条の三、第三百十四条の四、第三百十四条の七、前条第四項並びに附則第五条第二項及び第三項の規定を適用して計算した場合の所得割(第二百九十五条第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。)の額

3 市町村は、平成十年度分の個人の市町村民税に限り、市町村民税に係る特別減税の額を、所得割の納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の四の規定を適用した場合の所得割(第二百九十五条第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。)の額から控除する。

4 前項に規定する市町村民税に係る特別減税の額は、個人の住民税の所得割の額が八千円(当該納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、八千円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき四千円を加算した金額)を超える場合には八千円(当該納

税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、八千円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき四千円を加算した金額)から道府県民税特別減税額を控除して得た金額とし、個人の住民税の所得割の額が八千円(当該納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、八千円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき四千円を加算した金額)を超えない場合には第二項第二号に掲げる額に相当する金額とする。

(平成十年度分の普通徴収に係る個人の市町村民税に関する特例)

第三条の五 平成十年度分の個人の市町村民税に限り、第三百九十九条の規定により普通徴収の方法によつて徴収する個人の市町村民税(第三百二十八条の十三の規定により徴収するものを除く。以下本項において「普通徴収の個人の市町村民税」という。)の納期が第三百二十条本文の規定によつて定められている市町村における普通徴収の個人の市町村民税の当該定められている納期における徴収については、次に定めるところによる。

一 当該納税義務者の特別減税前の普通徴収に係る個人の市町村民税の額(前条第三項及び第四項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収の個人の市町村民税の額をいう。以下本号において同じ。)からその者の普通徴収の個人の市町村民税

の額を控除した額(以下本項において「普通徴収の個人の市町村民税に係る特別減税額」という。)がその者の特別減税前の普通徴収に係る個人の市町村民税の額を四で除して得た金額(当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下本項において「分割金額」という。)に三を乗じて得た金額をその者の特別減税前の普通徴収に係る個人の市町村民税の額から控除した残額に相当する金額(以下本項において「六月分金額」という。)に満たない場合には、六月中に定められている納期においてはその者の六月分金額からその者の普通徴収の個人の市町村民税に係る特別減税額を控除した残額に相当する税額を、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額に相当する税額を、それぞれ徴収するものとする。

二 当該納税義務者の普通徴収の個人の市町村民税に係る特別減税額がその者の六月分金額以上であり、かつ、その者の六月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、六月中に定められている納期において徴収すべき税額はないものとし、八月中に定められている納期においてはその者の六月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の市町

村民税に係る特別減税額を控除した残額に相当する税額を、十月中に定められている納期及び十月中に定められている納期においては、その者の分割金額に相当する税額を、それぞれ徴収するものとする。

三 当該納税義務者の普通徴収の個人の市町村民税に係る特別減税額がその者の六月分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の六月分金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、六月中に定められている納期及び八月中に定められている納期において徴収すべき税額はないものとし、十月中に定められている納期においては、その者の六月分金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の市町村民税に係る特別減税額を控除した残額に相当する税額を、一月中に定められている納期においては、その者の分割金額に相当する税額を、それぞれ徴収するものとする。

四 当該納税義務者の普通徴収の個人の市町村民税に係る特別減税額がその者の六月分金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、六月中に定められている納期、八月中に定められている納期及び十月中に定められている納期において徴収すべき税額はないものと

し、一月中に定められている納期においては、その者の普通徴収の個人の市町村民税の額に相当する税額を徴収するものとする。

2 前項の規定の適用がある場合における第三百二十条の規定の適用については、同条中「当該個人の市町村民税額」とあるのは、「附則第三条の五第一項第一号に規定する特別減税前の普通徴収に係る個人の市町村民税の額」とする。

3 市町村が平成十年度分の個人の市町村民税（六月中に定められている納期から第三百一十一條の七第一項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前二項の規定は、適用しない。

（平成十年度分の特別徴収に係る個人の市町村民税に関する特例）

第三条の六 第三百一十一條の五第一項の規定の適用については、平成十年度分の個人の市町村民税に限り、同項中「十二分の一」とあるのは「十一分の一」と、「六月」とあるのは「七月」とする。

附則第六條第三項中「附則第三条の三第二項及び第四項」の下に「並びに第三条の四」を加え、「同条第二項第一号及び第四項第三号」を「附則第三条の三第二項第一号及び第四項第三号並びに第三条の四第二項第一号」に改め、同

条第六項中「附則第三条の三第二項及び第四項」の下に「並びに第三条の四」を加え、「同条第二項第三号及び第四項第二号」を「附則第三条の三第二項第三号及び第四項第一号並びに第三条の四第二項第二号」に改める。

附則第三十三條の三第三項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 附則第三條の四の規定の適用については、同条第一項中「除く。」の額とあるのは「除く。」の額並びに附則第三十三條の三第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同条第二項第一号中「除く。」の額とあるのは「除く。」の額並びに附則第三十三條の三第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第三十三條の三第四項中「第四項第二号」との下に、「同条第二項第一号」とあるのは「同条第一項第二号」とを加える。

附則第三十四條第三項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 附則第三條の四の規定の適用については、同条第一項中「除く。」の額とあるのは「除く。」の額並びに附則第三十四條第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同条第二項第一号中「除く。」の額とあるのは「除く。」の額並びに附則第三十四條第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第三十四條第四項中「第四項第二号」との下に、「同条第二項第一号」とあるのは「同条第二項第二号」とを加える。

附則第三十五條の二第六項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 附則第三條の四の規定の適用については、同条第一項中「除く。」の額とあるのは「除く。」の額並びに附則第三十五條の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同条第二項第一号中「除く。」の額とあるのは「除く。」の額並びに附則第三十五條の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第三十五條の二第七項中「第四項第二号」との下に、「同条第二項第一号」とあるのは「同条第二項第二号」とを加える。

（地方財政法の一部改正）

第二条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第三十三條の五を第三十三條の六とし、第三十三條の四の次に次の一条を加える。

（個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税に伴う地方債の特例）

第三十三條の五 地方公共団体は、平成十年度に限り、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律（平成十年度法律第 号）第一条の規定による改正後の地方税法（次項において「平成十年改正後の地方税法」という。）附則

第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による同年度の減収額を埋めるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

2 前項の規定により起すことができる平成十年度の地方債の額は、平成十年改正後の地方税法附則第三条の四の規定の適用がないものとした場合における当該地方公共団体の同年度の個人の道府県民税又は市町村民税の所得割の収入見込額から当該地方公共団体の同年度の個人の道府県民税又は市町村民税の所得割の収入見込額を控除した額として自治省令で定めるところにより算定した額とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

当面の経済状況等を踏まえ、個人住民税について平成十年度限りの措置として定額による特別減税を実施するとともに、その減収額を埋めるための地方債の特例措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、当面の経済状況等を踏まえ、我が国

経済の力強い回復を実施するため、個人住民税について平成十年度限りの措置として定額による特別減税を実施するとともに、その減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 地方税法に関する事項

個人の道府県民税及び市町村民税について、定額による特別減税を次により実施すること。

(一) 平成十年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、所得割の額から次の特別減税の額を控除すること。

特別減税の額は、個人住民税の所得割の額が次の合計額を超える場合には次の合計額とし、個人住民税の所得割の額が次の合計額を超えない場合には当該個人住民税の所得割の額とすること。

- (1) 納税義務者本人 八千円
- (2) 控除対象配偶者又は扶養親族一人につき 四千円

(二) 平成十年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の徴収方法について、普通徴収については平成十年六月分の納付において特別減税の額を控除し、控除しきれない特別減税の額がある場合には同年八月分以降の納付において控除することとし、特別徴収については均等割の額及び所得割の額とも

に平成十年六月において徴収せず、特別減税の額を控除した後の年税額を同年七月から翌年五月までの十一か月間で徴収すること。

2 地方財政法に関する事項

個人住民税に係る特別減税による減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講じること。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。
なお、以上の地方税制の改正により、平成十年度において六千二百四十億円(平成度六千一億円)の減収が見込まれる。

二 議案の可決理由

経済の現況等にかんがみ、個人住民税について平成十年度限りの措置として定額による特別減税を実施するとともに、その減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、日本共産党の提案に係る修正案が提出されたが、否決された。
右報告する。

平成十年一月二十八日

地方行政委員長 加藤 卓二
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

地方交付税法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

平成十年一月十九日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

地方交付税法の一部を改正する法律

地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条の次に次の一号を加える。

四の二 前各号に掲げる額以外の額として一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる特例加算額 二千二百一十一億二千五百一十万円

附則第四条の二第三項の表中「五千九百七十六億八千万円」を「五千三百七十六億八千万円」に、「二千八十六億円」を「千八百五十六億円」に、「二千七百八十七億円」を「千五百五十七億円」に、「三千六十一億円」を「二千八百三十一億円」に、「三千三百八十億円」を「三千百三十億円」に、「三千七百九億円」を「三千四百七十九億円」に、「四千七十七億円」を「三千八百四十七億円」に、「三千九百四十八億円」を「三千七百六十七億四千四百八十八万九千円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正

する。

附則第七条中「第四号」を「第四号の二」に改め、同条第二号の表中「五千九百七十六億八千万円」を「五千三百七十六億八千万円」に、「二十八十六億円」を「千八百五十六億円」に、「二千七百八十七億円」を「二千五百五十七億円」に、「三千六十一億円」を「二千八百三十一億円」に、「三千三百六十億円」を「三千百三十億円」に、「三千七百九億円」を「三千四百七十九億円」に、「四千七十七億円」を「三千八百四十七億円」に、「三千九百四十八億円」を「三千七百六億七千四百八十八万九千円」に改める。

理 由

地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成九年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、平成九年度補正予算による国税の減収に伴う地方交付税の減少額を補てんし、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保するため、平成九年度分の地方交付税の総額の特例として、二千二百二十一億二千五百十一万千円を加算しようとするものである。

二 議案の可決理由

地方財政の状況にかんがみ、平成九年度分の地方交付税の総額について加算措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

平成九年度一般会計補正予算(第1号)の歳出において、平成九年度の特例加算額として二千二百二十一億二千五百十一万千円が計上されている。

右報告する。

平成十年一月二十八日

地方行政委員長 加藤 卓二

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

右

国会に提出する。

平成十年一月十九日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

(趣旨)

第一条 この法律は、平成十年分の所得税について、特別減税を行うため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 居住者 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。

二 非居住者 所得税法第百六十四条第一項各号に掲げる非居住者をいう。

三 特別減税前の所得税額 平成十年分の所得税につき、この法律の規定を適用せず、かつ、所得税法第二編第二章第四節、第三章及び第四章並びに第百八十五条の規定、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十八号)第三条の三第四項後段、第八条の三第四項後段、第八条の四第一項後段、第九条、第九条の五第四項後段、第十条、第十条の二第三項及び第四項、第十条の三第三項から第五項まで及び第十一項、第十条の四第三項から第五項まで及び第十一項、第十条の五第三項から第五項まで及び第十一項、第十条の六第四項、第二十五条、第二十八条の四、第二十八条の五、第二章第四節第二款から第八款まで、第三十七条の十、第三十七条の十二、第三十七条の十三、第三十九条、第四十条の二第二項、第二章第五節、第四十一条の七第二項、第四十一条の十四、第四十一条の十五並びに第四十一条の十七の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成五年法律第六十八号)附則第二条の規定、租税特別措置法の一

部を改正する法律(平成六年法律第二十二号)附則第十条の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第五十五号)附則第十二条、第十七条及び第十八条の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第十七号)附則第六条の規定、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第二十二号)附則第三条、第十条、第二十四条及び第二十五条の規定、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)第二条の規定、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)第十二条から第十四条まで及び第十六条の規定並びに小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第十五条の規定を適用して計算した所得税の額をいう。

四 控除対象配偶者 所得税法第一条第一項第三十三号に規定する控除対象配偶者をいう。

五 扶養親族 所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族をいう。

六 確定申告書 所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書(当該確定申告書に係る国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十九条第三項に規定する修正申告書を含む)をいう。

七 給与等 所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等をいう。 八 公的年金等 所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等をいう。 (特別減税の額の控除) 第三条 居住者又は非居住者の平成十年分の所得税については、この法律の定めるところにより、その者の特別減税前の所得税額から特別減税の額を控除する。 (特別減税の額) 第四条 前条に規定する特別減税の額は、居住者又は非居住者について一万八千円(平成十年分の所得税につき適用される所得税法第八十三条第三項に規定する配偶者控除に係る控除対象配偶者又は同法第八十四条第三項に規定する扶養控除に係る扶養親族を有する居住者については、一万八千円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき九千円を加算した金額)とする。この場合において、当該金額が当該居住者又は非居住者の特別減税前の所得税額を超えるときは、特別減税の額は、当該特別減税前の所得税額に相当する金額とする。 (居住者の平成十年分の所得税に係る予定納税に係る特別減税の額の控除) 第五条 居住者(所得税法第一百七条第一項各号に掲げる居住者を除く。)の平成十年分の所得税に係る同法第四十四条の規定の適用については、次に定めるところによる。	
一 所得税法第四十四条第一項の規定により同項に規定する第一期において納付すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額(以下この項において「控除前第一期予定納税額」という。)から予定納税特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該予定納税特別減税額が当該控除前第一期予定納税額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該控除前第一期予定納税額に相当する金額とする。 二 前号の場合において、予定納税特別減税額を控除前第一期予定納税額から控除してもなお控除しきれない金額(以下この号において「控除未済予定納税特別減税額」という。)があるときは、所得税法第四十四条第一項の規定により同項に規定する第二期(次項において「第二期」という。)において納付すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額(以下この号において「控除前第二期予定納税額」という。)から当該控除未済予定納税特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該控除未済予定納税特別減税額が当該控除前第二期予定納税額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該控除前第二期予定納税額に相当する金額とする。 所得税法第一百七条第一項各号に掲げる居住者の平成十年分の所得税に係る同条の規定の適用については、同項の規定により第二期において	納付すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額(以下この項において「控除前予定納税額」という。)から予定納税特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該予定納税特別減税額が当該控除前予定納税額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該控除前予定納税額に相当する金額とする。 三 前二項に規定する予定納税特別減税額は、一万八千円(平成十年分の所得税に係る予定納税基準額(所得税法第四十四条第一項に規定する予定納税基準額をいう。)の計算の基礎となる控除対象配偶者又は扶養親族がある場合には、一万八千円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき九千円を加算した金額)とする。 四 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における所得税法その他の所得税に関する法令の規定の適用については、第一項各号又は第二項の規定による控除をした後の金額に相当する金額は、それぞれ所得税法第四十四条第一項又は第一百七条第一項の規定により納付すべき所得税の額とみなす。 (居住者の確定申告に係る特別減税の額の控除) 第六条 居住者の平成十年分の所得税に係る所得税法第二百一十条第三号の規定の適用については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)及び平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法(平成十年法
律第 号)第三条(特別減税の額の控除)とする。 (居住者の確定申告書の提出の特例) 第七条 居住者の平成十年分の所得税に係る確定申告書の提出については、次に定めるところによる。 一 所得税法第二百一十条第一項の規定の適用については、同項中「配当控除の額」とあるのは、「配当控除の額と平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法第三条(特別減税の額の控除)の規定により控除される特別減税の額との合計額」とする。 二 所得税法第二百一十条第三号の規定の適用については、同号中「交付される源泉徴収票」とあるのは、「交付される源泉徴収票(当該給与と所得に係る第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等のうち第百八十五条第一項第三号(労働した日)ごとに支払われる給与等)に掲げる給与等については、当該給与等の金額その他必要な事項を証する書類として大蔵省令で定めるものを含む。)」とする。 (非居住者の確定申告に係る特別減税の額の控除等) 第八条 前三条の規定は、非居住者の平成十年分の所得税に係る予定納税額(所得税法第二条第一項第三十六号に規定する予定納税額をいう。)及び所得税の額の計算並びに確定申告書の提出	

について準用する。

(居住者の平成十年一月以後に支払われる同年中の給与等に係る特別減税の額の控除)

第九条 平成十年二月一日において給与等の支払者から主たる給与等(所得税法第九十四条第四項に規定する給与と所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した給与等の支払者から支払を受ける給与等をいう。以下この項及び次項において同じ。)の支払を受ける者である居住者の同日以後最初に当該支払者から支払を受ける同年中の主たる給与等(同法第九十条の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「当初控除適用給与等」という。)につき同法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額(以下この項及び次項において「当初控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額」という。)から給与特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該給与特別減税額が当該当初控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該当初控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額とする。

2 前項の場合において、給与特別減税額を当初控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額から控除してもなお控除しきれない金額(以下この項において「控除未済給与特別減税額」という。)があるときは、前項の居住者が当初控除適用給与

与等の支払を受けた日後最初に当該当初控除適用給与等の支払者から支払を受ける平成十年中の主たる給与等(所得税法第九十条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「第二回目控除適用給与等」という。)につき同法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額(以下この項において「第二回目控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額」という。)から当該控除未済給与特別減税額(当該控除未済給与特別減税額が当該第二回目控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額を超える場合には、当該第二回目控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額)を控除した金額に相当する金額とし、当該控除をしてもなお控除しきれない控除未済給与特別減税額がある場合には、当該控除しきれない控除未済給与特別減税額を、当該第二回目控除適用給与等の支払を受けた日後に当該当初控除適用給与等の支払者から支払を受ける同年中の主たる給与等(同法第九十条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「第三回目以降控除適用給与等」という。)につき同節の規定により徴収すべき所得税の額に相当する金額(以下この項において「第三回目以降控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額」という。)から順次控除(それぞれの第三回目以降控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。)をした金額

に相当する金額をもって、それぞれの第三回目以降控除適用給与等につき同節の規定により徴収すべき所得税の額とする。

3 前二項に規定する給与特別減税額は、一万八千円(当初控除適用給与等につき所得税法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額の計算の基礎となる同法第八十五条第一項第一号に規定する主たる給与等に係る控除対象配偶者及び扶養親族である控除対象配偶者又は扶養親族(政令で定めるものに限る。)がある場合には、一万八千円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき九千円を加算した金額)とする。

4 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における所得税法その他の所得税に関する法令の規定の適用については、第一項又は第二項の規定による控除をした後の金額に相当する金額は、それぞれ所得税法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額とみなす。

5 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受けた居住者が転職をした場合における第二項の規定の特例その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。(居住者の年末調整に係る特別減税の額の控除)

第十条 居住者の平成十年中に支払の確定した給与等に対する所得税法第九十条の規定の適用については、同条第二号に掲げる税額は、当該

税額に相当する金額から年末調整特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。

2 前項に規定する年末調整特別減税額は、一万八千円(所得税法第九十条第二号に掲げる税額の計算の基礎となる控除対象配偶者又は扶養親族を有する者については、一万八千円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき九千円を加算した金額)とする。この場合において、当該金額が平成十年中に支払の確定した給与等につき同条の規定(租税特別措置法第四十一条の二の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成五年法律第六十八号)附則第二条の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成六年法律第二十二号)附則第十条の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第五十五号)附則第十八条の規定、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第二十二号)附則第十条、第二十四条若しくは第二十五条の規定又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定を含む。)を適用して求めた所得税法第九十条第二号に掲げる税額を超える場合には、年末調整特別減税額は、当該税額に相当する金額とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における所得税法第二条第一項第四十五号の規定の適用につ

いては、同号中「第六章まで(源泉徴収)」とあるのは、「第六章まで(源泉徴収)及び平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法第十条第一項(居住者の年末調整に係る特別減税の額の控除)」とする。

(居住者の平成十年一月以後に支払われる同年中の公的年金等に係る特別減税の額の控除)

第十一条 平成十年二月一日(政令で定める公的年金等)にあつては、政令で定める日)において公的年金等の支払者から特定公的年金等(所得税法第二百三条の五第四項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の際に經由した公的年金等の支払者から支払を受ける公的年金等)をいう。以下この項及び次項において同じ。)の支払を受ける者である居住者の同日以後最初に当該支払者から支払を受ける同年中の特定公的年金等(以下この条において「当初控除適用公的年金等」という。)につき同法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額(以下この項及び次項において「当初控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額」という。)から年金特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該年金特別減税額が当該当初控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該当初控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額とする。

2 前項の場合において、年金特別減税額を当初控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額から控除してもなお控除しきれない金額(以下この項において「控除未済年金特別減税額」という。)があるときは、前項の居住者が当初控除適用公的年金等の支払を受けた日後最初に当該当初控除適用公的年金等の支払者から支払を受ける平成十年中の特定公的年金等(以下この項において「第二回目控除適用公的年金等」という。)につき所得税法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額(以下この項において「第二回目控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額」という。)から当該控除未済年金特別減税額(当該控除未済年金特別減税額が当該第二回目控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額を超える場合には、当該第二回目控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額)を控除した金額に相当する金額とし、当該控除をしてなお控除しきれない控除未済年金特別減税額がある場合には、当該第二回目控除適用公的年金等の支払を受けた日後に当該当初控除適用公的年金等の支払者から支払を受ける同年中の特定公的年金等(以下この項において「第三回目以降控除適用公的年金等」という。)につき同章の規定により徴収すべき所得税の額に相当する金額(以下この項において「第三回目以降控

除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額」という。)から順次控除(それぞれの第三回目以降控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。)をした金額に相当する金額をもつて、それぞれの第三回目以降控除適用公的年金等につき同章の規定により徴収すべき所得税の額とする。

3 前二項に規定する年金特別減税額は、一万八千円(当初控除適用公的年金等につき所得税法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額の計算の基礎となる控除対象配偶者又は扶養親族がある場合には、一万八千円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき九千円を加算した金額)とする。

4 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における所得税法その他の所得税に関する法令の規定の適用については、第一項又は第二項の規定による控除をした後の金額に相当する金額は、それぞれ所得税法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額とみなす。

5 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第十二条 第五条から前条までに定めるものほか、この法律の適用がある場合における所得税法その他の法令の規定に関する必要な技術的読替えその他この法律の適用に関し必要な事項

は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年二月一日から施行する。

(確定申告に係る特別減税の額の控除に関する経過措置)

第二条 第六条から第八条までの規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出する確定申告書に係る平成十年分の所得税について適用する。

(居住者の年末調整に係る特別減税の額の控除に関する経過措置)

第三条 第十条の規定は、平成十年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が施行日以後であるものについて適用する。

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)

第四条 施行日前に平成十年分の所得税につき所得税法第一百七十七条(同法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定による確定申告書を出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき施行日前に同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があった場合には、その更正後の事項)につきこの法律の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生

ずることとなった事項について、施行日から一年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

理 由

平成十年分の所得税について、特別減税を実施する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、平成十年分の所得税について、定額による特別減税を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 特別減税は、その者の所得税額から特別減税の額を控除する。

2 特別減税の額は、次の金額の合計額とする。ただし、その合計額がその者の所得税額を超える場合には、所得税額を限度とする。

(一) 本人 一万八千円

(二) 控除対象配偶者又は扶養親族一人につき 九千円

3 特別減税の実施方法

(一) 給与所得者に係る特別減税

(1) 平成十年二月一日以後最初に支払われる主たる給与等に対する源泉徴収税額から特別減税額を控除する。

(2) 特別減税額のうち、右記(1)により控除してもなお控除しきれない部分の金額は、以後に支払われる主たる給与等に対する源泉徴収税額から順次控除する。

(3) 平成十年分の年末調整の際に、年税額から特別減税額を控除(右記(1)及び(2)により控除された特別減税額を精算)する。

(二) 公的年金等の受給者に係る特別減税については、給与等の場合に準じた方法によるものとする。

(三) 事業所得者等に係る特別減税

(1) 平成十年分の所得税として最初に納付する第一期予定納税額から特別減税額を控除する。

(2) 特別減税額のうち、右記(1)により控除してもなお控除しきれない部分の金額は、第二期予定納税額から控除する。

(3) 予定納税のない事業所得者等を含め、最終的には、翌年の確定申告書の提出の際に、特別減税の額を精算する。

4 この法律は、平成十年二月一日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、平成十年分の所得税について、定額による特別減税を行おうとするもので、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本共産党の提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

三 本案施行に要する経費

本案施行に伴う減収見込額は、平成九年度において約九千七百九十億円、平成十年度において約四千二百四十億円である。

平成十年一月二十八日

大蔵委員長 村上誠一郎
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 大蔵省印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 三四五円 三〇円（巴）